

# 豊能町歴史文化財紀要

平成17年 3月

豊能町教育委員会

## 序

豊能町には、埋蔵文化財をはじめ石造物や工芸品などの多くの文化遺産があります。それらのなかには、歴史的に貴重なものも数多く含まれています。私たちは、これらの文化遺産を守り、現代に生かし、そして未来へ継承していく大きな責任があります。

そのために、国では『文化財保護法』が、豊能町では『豊能町文化財保護条例』が制定され、広く文化財を保存活用するため措置がなされています。

このような状況のなかで、住民の皆様が地域の文化財について、理解と関心を持っていただけ一助として本書を作成しました。本書は、公募され、文化財保護委員会の審査を経た豊能町に関連する歴史や文化財の論集を中心として掲載しています。本書により、少しでも、地域文化への認識や文化財保護の必要性、現代社会での共生についてご理解いただきましたら幸いに存じます。

文化財が町の個性を創り出す礎となることを祈念するとともに、文化財保護事業について、今後とも一層の理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

平成16年12月20日

豊能町教育委員会

# 目 次

## I 歴史・文化財等論集

### 論 文

- 戦国期における揖津塩川氏の成立過程  
能勢の銅鉱山

高橋成計 ..... 1  
前田農邦 ..... 10

### 資料紹介

- 豊能町における有舌尖頭器の資料

小嶋 均 ..... 19

### 研究ノート

- 川辺・豊能地区の間歩  
水を求める人々－豊能・近世水利灌がい要史  
有舌尖頭器の研究史

近藤 徹 ..... 23  
瀬戸口勇 ..... 29  
小嶋 均 ..... 43

## II 文化財の保護について

1. 文化財の保護と活用 ..... 54  
(1) 文化財とは  
(2) 保護と活用について  
(3) 登録文化財制度  
(4) 世界遺産条約
2. 埋蔵文化財の取り扱いについて ..... 57  
(1) 埋蔵文化財について  
(2) 届出から調査まで  
①土木工事等の位置・現状確認  
②発掘届出書  
③大阪府教育委員会の指示  
④調査の種類と方法  
⑤保存についての協議  
⑥本調査の実施

3. 埋蔵文化財包蔵地の周知	59
4. 遺跡の発見届出、停止命令等	59
5. 出土遺物について	59
6. 費用負担	60
7. 試掘調査	61

### III 文化財保護委員会について

1. 文化財保護委員会	62
(1) 文化財保護委員会の任務	
(2) 委員について	
(3) 活動内容	

### IV 町内所在の文化財

1. 指定・登録文化財一覧表	63
2. 指定文化財概要	64
3. 遺跡等地名一覧	70
4. 町内文化財分布図	72



# 戦国期における摂津塩川氏の成立過程

高 橋 成 計

## 1.はじめに

鎌倉時代後期にすでに多田院御家人の筆頭的地位にあった塩川氏は、多田庄を中心に活躍した事が、断片的であるが「多田神社文書」に垣間見る事ができる。この「多田神社文書」は、多田院に現存する文書で、皇室、貴族、将軍家、諸大名、多田庄をはじめとする周辺村々の多田院御家人や、村人に関係した文書である。

この多田院に関する研究は、吉井良尚氏の「多田源氏と多田院」、魚澄惣五郎氏の「摂津、河内における源氏の発展—摂津多田庄と河内庵井郷との考察一」、東郷松郎氏の「多田庄と多田院」、入間田宣夫氏の「北条氏と摂津国多田院、多田庄」等が主なものである<sup>1)</sup>。

しかし、塩川氏に関する研究は少なく、「かわにし市史」の通史の中に「多田神社文書」からみた塩川氏の記述がある<sup>2)</sup>。

今回「多田神社文書」を中心に、塩川氏の生活圏や多田院御家人としてどうであったか。また多田庄における在地領主としての実体に迫り、織豊期に活躍した塩川氏がいかなる成立過程をへたかを断片的ではあるが立証したい。

〔注〕

1) 他に小川雄三「摂津国多田庄と鎌倉北条氏」(『記要』A入文学科、社会学科、第34 名古屋大学教養部 1990年)  
がある。

2) 多田神社を中心に、多田庄における塩川氏の断片的な歴史記述がある。

## 2.田地寄進状から考察する生活圏

塩川氏発祥の地を「かわにし市史」は、平野の塩川谷と推定している。今回「多田神社文書」の田地寄進状から寄進地を抽出し図式化して、生活範囲の推定を試みたい。方法として寄進地が生活範囲かどうかは疑問が残るが、生活範囲を考察するには唯一の手法と考える。

田地寄進は応仁元年(1467)を中心として前期、後期に分類し、その変化をみたい。

### 【前期】

正安2年(1300)の「源仲基田地寄進状」によると、大阪府農能郡農能町吉川の土地を源仲貞から購入し、この土地を源仲基(塩川馬太夫)が勝尾守に寄進したことが<sup>3)</sup>初見である<sup>4)</sup>。源姓の使用から多田源氏を祖とする事が推察できる。また馬太夫は正和3年(1314)にも寄進がみられる<sup>5)</sup>。

「多田神社文書」の弘安4年(1281)の「金堂供養注進状」にみられる、塩川源太の後室といわれる比丘尼めうけんが、延元元年(1336)に父親と共に寄進している<sup>6)</sup>。また康安元年(1361)に「藤井氏女田地寄進状」があり、この藤井氏女は塩川藤七の後室といわれる<sup>7)</sup>。また貞治元年(1362)の「玉阿田

地寄進状」の端裏書に(塩河奥殿状)との記述があり、塩川氏の婚姻関係者が寄進しているのに注目できる<sup>3)</sup>。

永享13年(1441)3月「塩川秀仲田地寄進状」があり<sup>4)</sup>、同年の(嘉吉元年)10月に庶子の源頼宗が広根村にある田地を寄進した時、その寄進状に秀仲が祐判を加えている<sup>5)</sup>。また別に証文もあり<sup>6)</sup>、塩川氏の懇願制的結合を示す重要な文書である。

年代	寄進月/日	寄進者	寄進地
1300年	正安2年5/18	塩川伸基	豊能町吉川
1314年	正和3年3/2	塩川伸基	東畦野?
1336年	延元元年4/24	比丘尼めうけん (塩川氏後室)	石道村
1361年	康安元年10/2	藤井氏女 (塩川氏後室)	平野村
1362年	貞治元年10/2	玉阿(塩河奥殿)	多田郷
1441年	永享13年3/9	塩川秀仲	西多山
1441年	嘉吉元年10/2	源頼宗(一族)	広根村

(表-1) 塩川氏の多田院への寄進地表(多田神社文書より)

#### 【後期】

応仁元年(1467)塩川秀満の田地寄進に始まり<sup>11)</sup>、文  
明9年(1477)には慶秀の寄進<sup>12)</sup>、そして秀満が文明14  
年に2回目の寄進をしている<sup>13)</sup>。詳細は不明であるが、御  
料所の代官を称しており、塩川家中でも有力者である。

明応元年(1492)には塩川弘満の寄進や<sup>14)</sup>、大永7年  
(1527)の塩川宗莫の寄進<sup>15)</sup>、また享禄2年(1529)には  
御廟所夜燃田として、塩川頼繁の寄進がみられる<sup>16)</sup>。

天文元年(1532)には塩川氏歴代中最も記録物の多  
い、国満の寄進がみられる<sup>17)</sup>。そして「多田神社文書」  
最後の寄進状となる。弘治3年(1557)の塩川頼教の寄  
進がある<sup>18)</sup>。

塩川氏の多田院に対する田地寄進は、庄内のどの御  
家人よりも多い。これは筆頭御家人としての証拠であるとともに、多田庄の支配者を証明するものである。  
寄進先は溝口廬所の法会や燈明料などで、その目的は前期においては祖先菩提のためでもあったが、  
後期は武運長久祈願などの現実的なものが多くなった。また前期は女性の寄進もあったが、後期は男  
性中心の寄進となり、一族の有力者と思われる人物が多い。

塩川氏の寄進地は多田庄の東部に占められる。これは多田院を中心とした地域に塩川一族が住居  
していたことを証明している。

#### 〔注〕

3)「源仲基田地寄進状」(「かわにし市史、第四卷、史料1」多田神社文書、68、兵庫県川西市、1976年)。

4)「比丘尼めうけん、佐弥俊亮進署田地寄進書」(「かわにし市史、第四卷、史料1」111、多田神社文書、兵庫県川西市、1976年)。



塩川氏の寄進地図

- 5)「藤井氏女田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、158、兵庫県川西市、1976年)。
- 6)「木阿田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、155、兵庫県川西市、1976年)。
- 7)「塩川秀仲田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、285、兵庫県川西市、1976年)。
- 8)「源頼宗田畠寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、286、兵庫県川西市、1976年)。
- 9)「塩川秀仲田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、288、兵庫県川西市、1976年)。
- 10)「塩川秀満田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、339、兵庫県川西市、1976年)。
- 11)「塩川慶秀田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、352、兵庫県川西市、1976年)。
- 12)「塩川秀満田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、358、兵庫県川西市、1976年)。
- 13)「塩川弘満田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、383、兵庫県川西市、1976年)。
- 14)「塩川宗莫田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、435、兵庫県川西市、1976年)。
- 15)「御廟所夜燈田田数目録」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、449、兵庫県川西市、1976年)。
- 16)「塩川国満田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、450、兵庫県川西市、1976年)。
- 17)「塩川頼政田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、467、兵庫県川西市、1976年)。
- 18)「金堂上棟引馬注進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、26、兵庫県川西市、1976年)。

年代	寄進月/日	寄進者	寄進地
1467年	応仁元年12/27	塩川秀満	広根村岩崎
1477年	文明9年5/20	塩川慶秀	山原村
1482年	文明14年8/27	塩川秀満	差久見村
1492年	明応元年11/19	塩川弘満	西多田村今井
1497年	明応6年5/	塩川仲朝	夕山村
1527年	大永7年4/15	塩川宗莫	西多田村
1529年	享禄2年5/27	塩川頼繁	夕山村
1532年	天文元年9/25	塩川国満	東多田村、西多田村
1558年	弘治3年1/吉日	塩川民部丞	口多田、新田ノ脇
1570年	元亀元年12/27	塩川仲延	西多田村今井

(表-2) 塩川氏の多田院への寄進地表 (多田神社文書より)

### 3. 多田院御家人としての塩川氏

弘安元年(1278)の「多田院金堂上棟引馬注進状」に塩川左衛門尉が始めてみられる<sup>29</sup>。また弘安4年の「金堂供養注進状」に塩川源太の名がみられる<sup>30</sup>。応安元年(1368)の「金堂供養御家人引馬注文」による<sup>31</sup>、多田院御家人最高額の三疋、代三貫文の支出で、他の一定、代一貫文より多額である。余談ではあるが、塩川氏に次ぐ寄進額は二疋、二貫文の政所横補庄人々中だけである。このように多田院御家人の筆頭的地位にあった事が窺える。

貞和5年(1349)「僧道認書状写」によると、満願寺領を塩川又七伸澄が横領している。また文和元年(1352)能勢長町庄野間へ、塩川源次郎人道の押妨の停止を足利義詮が命じている<sup>32</sup>。南北朝動乱中一族の中には、横領するものがあったことが判明する。

前項で述べたように、永享13年(1441)塩川秀仲が惣領として、袖判を加えた文書がみられる。これ

は鎌倉時代の御家人がこのような惣領の支配下におかれれる結合関係にあったことから、塩川氏も一族の結合をもって発展し、多田院の周辺に住居したことが窺える。

文明12年(1480)の「塩川秀満等連署定書」をみると<sup>27)</sup>、僧侶との連署のため多田院方の一員としての定書と考えられる。また文明14年の「塩川秀満田地寄進状」によると、御料所の御代官を称している<sup>28)</sup>。これらから考えて多田院御家人から、多田院の運営者として参画していたと考えられる。

文明18年(1486)の「多田莊段銭結解状」の段銭未進地区をみると、石道村、紫合村、櫻瀬郷があり、この頃に段銭未進が発生していた<sup>29)</sup>。明応4年(1495)細川政元の奉行齊藤元右より、多田院の要脚段銭や棟別銭を寄進する旨を、塩川種満に通達している<sup>30)</sup>。この頃細川氏の被官になっていたと思われる。永正3年(1506)の「多田莊段銭結解算用状」によると、文明18年と異なり段銭未進地区が、佐々部村、石道村、下阿古谷村、紫合村、南田原村、万善村、佐曾利村、櫻瀬村、柳谷村、大藪村、三野村、民田村、東長谷村、六瀬村、木津村、対津村、西長谷村、丹後脇村、木器村、北田原村、となっており、多田院に対して段銭の未進が激化していることがわかる<sup>31)</sup>。

多田庄や加納の村々に対する一国平均段銭の免除は、室町幕府の慣例であったにもかかわらず、守護や被官が一国平均段銭免除を代償に私腹をこやしていった。多田院もついに守護権力を利用し、段銭を徴収しなければならなくなってしまった。

永正3年の「多田莊段銭結解算用状」をみると、塩川太郎左衛門の斡旋で段銭催促の使者が多田庄に入り、その接待を請け負ったと思われる内容である。

太郎左衛門は細川方の赤沢宗益の河内攻めに従軍し、誓田城に詰めていた時、多田院の使者から札儀を受けている。また一族と思われる加賀入道正吉や、多田御家人の三屋氏、家古氏、谷氏も含まれる。このように塩川氏を中心とした御家人が段銭徴収にかかわっている事は、多田院の権威が失墜し、荘園解体へのスピード化が始まるのである。また太郎左衛門は多田庄に対して、支配権行使できる地位の人物であったと考えられるが、詳細は不明である。

塩川孫太郎に対し永正、大永年間に、細川高国の大奉行人中沢秀綱から棟別銭に関する書状があり、多田院の支配権にかかる有力者であったと考えられる<sup>32)</sup>。また塩川千代寿名の書状があり<sup>33)</sup>、「高代寺日記」によると国満の幼名と言われ、国満は歴代中最も有力な人物である。

多田院は多田源氏発祥の地として、源氏を祖とする人達の信仰が厚く、室町期歴代將軍の信仰も盛んであった。また、多田院御家人の出畠寄進は盛んで、塩川一族を中心とし、山間氏等がみられる<sup>34)</sup>。

塩川氏が在地領主として成長しうる過程で多田院御家人の筆頭的地位にあった事と(これは多田源氏の直系であるということ)、多田院の構成者に参画することで、多田院のもつ権利、権益、権威を利用し、中央(將軍、守護家)とのつながりを密にし、庄内に対する支配力を行使していった。

#### 〔注〕

- 19) 「金堂供養注進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、32、兵庫県川西市、1976年)。
- 20) 「金堂供養御家人引馬注文」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、179、兵庫県川西市、1976年)。
- 21) 「満願寺衆徒等旨上状写」(『かわにし市史、第四卷、史料1』満願寺文書、58、兵庫県川西市、1976年)。
- 22) 「東部地区遺跡群発掘調査概要、IV」(34、35頁参照、大阪府教育委員会、1996年)。

- 23)「塙川秀満等連署定書」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、355、兵庫県川西市、1976年)。
- 24)「塙川秀満田地寄進状」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、358、兵庫県川西市、1976年)。
- 25)「多田莊段銭結解状」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、363、兵庫県川西市、1976年)。
- 26)「細川政元奉行人齊藤元右衛門」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、386、兵庫県川西市、1976年)。
- 27)「多田莊段銭結解算用状」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、398、兵庫県川西市、1976年)。
- 28)「細川高国奉行人中沢秀綱書状」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、430、432、兵庫県川西市、1976年)。
- 29)「細川高国奉行人中沢秀綱書状」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、434、兵庫県川西市、1976年)。
- 30)「山間領主田地寄進状」(『かわにし市史、第四巻、史料1』多田神社文書、436、440、兵庫県川西市、1976年)。

#### 4. 在地領主としての塙川氏

南北朝期における、塙川又七仲澄や塙川源次郎入道の横領や遠征がみられ、早くから一族の自立性の強いことがわかる。ではここに文献にみられる一族をピックアップし、その内容を抽出してみよう。

##### (塙川秀満)

文明12年(1480)の「塙川秀満等連署定書」によると、僧侶との連署のため、多田院の構成員と考えられる。御料所の御代官を称していることから考えて多田院御家人から、多田院の運営者として参画していたと考えられる。

また細川家の被官であった塙川氏も、他の被官と同じく、連歌興行に参加し、被官層の互いの絆強化につとめた。文明17年の「新住吉法楽千句」や「新撰菟玖波集」などに、連歌がみられる<sup>30)</sup>。

##### (塙川新左衛門尉)

永正5年(1508)5月、大内義興が入京してきたため、將軍足利義稙を大将に、反勢力の池田貞正を攻撃し落城させた。この時、細川高国から感状を与えられたのが、下記の感状である。

去十日於池田館合戦之時 伐入城中 数輩討捕同名与力被官人等或被続或討死

尤以神妙候 弥向後可抽忠功候也

謹言

五月十六日

高国[花押]

塙河新左衛門尉とのへ

(仁部文書)

永正8年(1511)細川澄元は播磨勢とともに揖津、和泉、京都で戦い、8月18日には、細川高国は丹波に逃れ、8月24日船岡山合戦が展開される。この時高国の奉行人である飯尾秀兼の、軍忠催促状が下記のものである。この時塙川新左衛門尉が高国の使いで大山崎に赴いている。

至当所 可有御出陣条 可存知 先被奉塙川新左衛門尉 能勢因幡守間各相談

可致軍忠之由候也 執達如件

永正八 七月十五日

大山崎惣中

秀兼[花押]

(離宮八幡宮文書)

(塩川孫太郎)

永正16年(1516)10月22日夜半、池田貞正の子息三郎五郎が、三田市(兵庫県)の田中城に兵を挙げた<sup>31</sup>。これに対し、細川高国方の河原林対馬守、池田民部丞、塩川孫太郎等が攻撃した。しかし、攻撃した高国方が破れた。「高代寺日記」によると<sup>32</sup>、孫太郎は塩川仲朝の長子であるという。孫太郎に関する文書は多<sup>33</sup>・神社文書に二通ある。

大永6年(1526)7月高国は細川尹賢の讒言により香西元盛を殺害した。これにより、10月下旬波多野元清、柳本賢治が八上城と神尾山城に挙兵した。これを攻撃するため、細川尹賢、河原林政頼、塩川孫太郎、池田弾正等が向かった。しかし、丹波守護代内藤氏の挙兵や池田氏の裏切りにより、敗北して逃げ帰った<sup>34</sup>。

(塩川国満)

国満の誕生は明応9年(1500)4月といわれ、幼名を千代寿丸、あるいは源太郎と称した<sup>35</sup>。千代寿に関する文書が、細川高国の奉行人である中沢秀綱からの書状がある。

大永3年(1523)5月の中山寺文書によると、中山寺と清澄寺の山境争論に対し裁決したもので、宝塚市史によると、文体も弱く花押にも疑問が残る<sup>36</sup>。また天文元年(1532)9月に多田院へ田地を寄進しており、太郎左衛門尉國満と称している<sup>37</sup>。同10年9月、細川高国に味方したため、細川晴元方の三好政長、波多野秀忠、池田信正、三好長慶に攻められ、山下城(一席城)に立てこもった。しかし、伊丹親興、三宅国村、木沢長政等が兵を挙げたため、囲みを解いて引き上げた。これにより山下城は落城をまぬがれた<sup>38</sup>。

その後国満も晴元側となり、天文14年敵対した能勢町の西郷諸侍を成敗し、その没収地の支配を任せす旨の書状が、飯尾元運から発給されている<sup>39</sup>。これに関する二次史料によると、12月2日波多野守・兵衛尉が月峯寺を炎焼させ、同3日に塩川国満が乱入し、神社仏閣を焼失させたとある<sup>40</sup>。現在能勢町西部には城館が多く、西郷諸侍の白立に関する文書も数点存在する。

天文18年4月、山下城に細川晴元が入城した。この時尼崎方面まで国満の力が及んでいたことを示す禁制文書が「本興寺文書」である。その後晴元は三好政長を助け摂津中島の江口付近で三好長慶と戦い破れた。国満も山下城に引き上げ、ここに大永年間より続いた20数年間の晴元政権は崩壊した<sup>41</sup>。その後晴元は京都北部や近江方面から京都に侵入するが、長慶軍に破れて敗走する。天文21年1月足利義輝と三好長慶の和議が成立し、朽木に逃げていた義輝は帰京し、細川氏綱が京兆家の跡目となり、長慶は將軍の御供衆となつた<sup>42</sup>。長慶は細川氏の被官から、將軍の直臣となり、軍事力においては畿内隨一となつた。

3月に若狭へ敗走した晴元は、武田氏の内部抗争に、京都奪還の期待薄を感じ、宇津氏、波多野氏、三好政勝、香西元成、塩川氏を基盤とした軍事力で、長慶方の丹波内藤氏を攻撃することを企てた<sup>43)</sup>。

三好長慶は、4月25日兵5000をもって八上城を包囲するが、妹婿の芥川孫十郎や池田出羽守、小川氏等の裏切りを、三田城主有馬重則の内報で知り、5月23日包囲を解き越水城へ引き上げた<sup>44)</sup>。

11月になると、三好方である波多野与兵衛尉（亀岡市本梅町）を味方につけるため、塩川国満を仲介として、八上波多野氏が召し上げた領地の返還を条件に晴元に味方するように持ちかけた<sup>45)</sup>。天文22年7月の長慶による芥川山城攻めを助けるため、8月晴元の浪人衆、多田、塩川方が池田表に打って出た。9月松永兄弟を大将に、丹波上村莊波多野与兵衛尉を攻めたが、香西、三好政勝らの後巻とともに、八木城の落城で中止となる。その後八上城は三好方となり、丹波（氷上郡を除く）は松永長頼が支配するところとなつた<sup>46)</sup>。

年紀を欠く文書であるが、多田院領へ課役するものが庄内に現れ、それを停止する旨の書状である<sup>47)</sup>。国満が支配する庄内にも、不穏な動きがあったことがよみとれる。その後、丹波の波多野氏が三好氏の支配に組み入れられると、国満の行動についても、記録の上から見えなくなる。

川西市篠部の善源寺に、伯耆守国満の五輪塔といわれるものがある。風化や磨滅により銘文は判読しがたいが、寺蔵の過去帳によると、天正4年（1576）12月24日、天峰祥光大居士とあり、死後の供養時に作製されたものであろう。

#### （塩川長満）

長満は国満の長子であるが、伯耆守のためよく国満と混同される。しかし、天正年間に長満の文書が多く、国満の文書は天文22年以後不明である。そのため、天正年間に見られる伯耆守はすべて長満と解釈できる。

永禄11年（1568）9月足利義昭を奉じて上洛した織田信長は、畿内を制圧し、將軍の名の元に、織田政権を打ち立てようとした。揖津の塩川氏も、信長の政権下で多田庄の支配をゆだねられた。天正3年7月1日、若狭衆や播磨の別所氏とともに、信長を相国寺（京都市）に訪れて謁見し、信長より馬を賜った<sup>48)</sup>。同6年11月信長は「塩川領中所々」へ禁制を出している。これは、有岡城の荒木村重の謀反によるものである<sup>49)</sup>。また『信長公記』によると、12月11日古池田に長満が在陣し、同7年3月14日信長が多田谷に下向し、塩河勘十郎が一献獻上している。4月18日長満は信長から銀子百枚をいただき、長満は氏家左京とともに、隨分の者3人を討ち取った<sup>50)</sup>。その後、安藤氏と加茂岸砦の定番を申しつけられ、4月28日付で、信長より覚書5カ条を受け、戦いの心得を諭されている。<sup>51)</sup>

同7年有岡城が落城すると、10月23日に能勢郡木代莊の内にある、石清水八幡宮の善法寺領の代官に任じられた<sup>52)</sup>。この時年貢の10分の一を、代官が取得することを認めていた。

同8年8月神戸市北区の善福寺に安堵状を発給している<sup>53)</sup>。このように長満の活躍がみられるが、今まで国満と混同されていたのは残念である。これを期に長満を再認識したい。

### [注]

- 31) 鶴崎裕雄「戦国初期の摂津国人層の動向、一・芦川城主能勢氏とその文芸に、特に連歌を中心として」(『近畿大名の研究』吉川弘文館、1986年)。
- 32) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戰部』統群書類從完成会、1932年)。
- 33) 「高代寺日記、下」は、江戸時代に編集された書物と思われ、下は「塩川家臣日記」と書かれ、出来事を年代順に記述している。しかし詳細な部分に間違いが見られる。現在内閣文庫に写本がある。
- 34) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戦部』統群書類從完成会、1932年)。
- 35) 「高代寺日記、下」による。
- 36) 「塩川因満裁許状」(『兵庫県史 史料編 中世1』兵庫県、1983年)
- 37) 「塩川因満田地寄進状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、450、兵庫県川西市、1976年)。
- 38) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戦部』統群書類從完成会、1932年)。
- 39) 「管領飯尾元運奉書等」(『能勢町史、第3卷、史料編』193、能勢町教育委員会)。
- 40) 「能勢郡印領主並代々地頭役人記録」で元禄時代に作成されたもので、能勢町山辺の故森本氏所蔵。
- 41) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戦部』統群書類從完成会、1932年)。
- 42) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戦部』統群書類從完成会、1932年)。
- 43) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戦部』統群書類從完成会、1932年)。
- 44) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戦部』統群書類從完成会、1932年)。
- 45) 「宗微書状」(『能勢町史、第3卷、史料編』196、能勢町教育委員会)。
- 46) 「細川両家記」(『群書類從、第二十輯、合戦部』統群書類從完成会、1932年)。
- 47) 「塩川因満書状」(『かわにし市史、第四卷、史料1』多田神社文書、464、兵庫県川西市、1976年)。
- 48) 『信長公記』(奥野高広・岩沢恵彦(株)角川書店、1969年)
- 49) 「織田信長禁制」(『兵庫縣史 史料編 中世1』兵庫県、1983年)
- 50) 注 48) と同じ
- 51) 『信長公記』(奥野高広・岩沢恵彦(株)角川書店、1969年)、「摂津塩川因満・安東平右衛門免朱印状」(奥野高広『増訂織田信長文書の研究、下巻』吉川弘文館、1988年)。
- 52) 『増訂織田信長文書の研究下巻』吉川弘文館、1988年)
- 53) 「塩川長潤安堵状」(『兵庫県史 史料編 中世1』兵庫県、1983年)

## 5.最後に

塩川氏は13世紀末頃に記録あらわれ、その後周辺の莊園を押領したり、あるいは勝尾寺や多田院へ田地を寄進している。寄進した地域をみると、院の周辺地が多い。また院から破格の待遇を受け、庄内においてずばぬけた地位にあった。また多田庄以外においては、紀州の熊野神宮に、勝尾寺の僧侶の案内人で、熊野詣に参加したこともあった。

ここで塩川氏(塩河)の繁栄について考察してみよう。まず惣領と庶子の、惣領制的結合関係で繁栄し、戦国末期においては、それぞれ各分野で活躍している。信長が多田谷に下向したとき、一献献上した塩河勘十郎や、羽柴秀吉の鳥取城攻め時、救援を要請された塩川吉太夫、また甲斐や信濃に出陣をした塩川橋太夫が、一族として長満と肩を並べているのが目につく。

多田院の運営に参画するとともに、守護細川氏の被官となって、その内部抗争の中で成長していった。国満は三好政長（宗三）と三好長慶の戦いに、政長方として参戦し、細川晴元が山下城から江口の戦いに出陣したのも、丹波、摂津の晴元勢力のライン上に、山下城があったことを示す。また波多野与兵衛尉を味方にする時、その仲介役をつとめ成功した。これは国満が波多野氏と共に晴元政権の中心的位置にあったことを証明するものである。また細川高国や織田氏との婚姻関係の噂もあり、時代の支配者にうまく取り入り、在地領主塩川氏は織豊政権まで続いた。このような成立過程を経た塩川氏も、豊臣政権の誕生とともに一族は、その構造の中に組み込まれていった。

（資料）

○ 塩川氏推定略系図

塩川秀満—種満—国満—長満—愛藏



# 能勢の銅鉱山

前田 豊邦

## はじめに

筆者が能勢の銅山に关心をいだいたのは、昭和50年、住まいを現在の豊能町に移したことがあつた一つの機契となった。当時、住居の周辺では開発の途上にあって、かゝつての鉱山の間歩(採掘坑)や鉱洋等が残されていることを知り、それ以来、これらの銅山の稼働がいつ頃まで遡るのであつるかという疑問、また稼働の最盛期の実体はどのようなものであったのかということを明らかにしようと考へてきた。調査してみると当初の姿のまま遺存している遺構は少なく、残っていても時期が不明な点が多い。こうしたなか1986年には、大阪府教育委員会によって能勢町大里遺跡の発掘調査が実施され、古代の製錬跡が見つかりおぼろげながら一つの光明を見た思いであった。

本稿では、現時点で判明している状況を述べ、数多くの疑問点は、今後に残された課題として問題提起をしておきたいと思っている。

## 地理的環境

今日、能勢と呼ばれる地は、兵庫県と大阪府の境を流れる猪名川の上流、大阪府農能郡豊能町と能勢町をさしている。地形は丹波山地の南端部に位置しており、山地は北部の劍尾山を中心にして東西に尾根筋がとおり、東部の妙見山を中心にして南北に伸びている。西部は低い丘陵が南北方向に伸び、その間に猪名川が北から南へと流れている。河川は猪名川を中心となり、その水系には、大路次川・田尻川・野間川・余野川がみられる。今までの生活の舞台は、能勢町今西・倉垣・野間・余野等の小盆地と、河川に沿った段丘上が中心となっていた。歴史的にみても、旧石器時代のころから縄文時代・弥生時代・古墳時代へと人々の痕跡を見つけることが出来て、古くから人々の生活が脈々と続いてきたことがわかる。古代の能勢は、攝津国河辺郡に属しており、和銅六年(713)、山川遠隔、道路艱難を理由に大宝元年、館舎を建立して郡司を置き、能勢郡が誕生したと報じており<sup>1)</sup>、当時、下流にあった河辺郡の役所から猪名川を遡つて能勢の地に入る道路が主たる交通手段であったことがわかる。

## 当地域の金属鉱床

能勢を中心とした地域には、有馬層群及び丹波帯・超丹波帯の堆積岩類のなかに多くの金属鉱床が分布すると言われている。これらの鉱床の大部分は、多田鉱山に代表される銀・銅・鉛・亜鉛を含む熱水性鉱脈鉱床であるが、この他に銅・鉛・亜鉛を含むスカルン鉱床(石灰岩・苦灰岩と花崗岩類との接触部分に生ずる硫酸塩鉱物の集合体)が見られる。またこの熱水性鉱脈鉱床には、次の三つのタイプに分類されている<sup>2)</sup>。

A、銀・銅帯～多田鉱山に代表される銀・銅を主として産出する鉱床群で、石英中に塊状の班銅鉱・黄銅鉱を主として閃亜鉛・方鉛鉱・四面銅鉱を伴う。

B、亜鉛・銅帯～銀・銅帯の東側に分布する丹波帯に見られる頁岩やチャート中の鉱床で、

閃亜鉛鉱を中心にして黄銅鉱・黄鐵鉱が伴う。

C、銅帶～亜鉛・銅帶の東側に分布する鉱床群で、黄銅鉱を主とし、閃亜鉛鉱・方鉛鉱・黄鐵鉱・を伴う。

C帶に該当する鉱山として、川西市岡崎（小路旧坑）、黒川の勝星、能勢町の名月、竜王山の立鉱があげられている。したがって能勢の銅鉱山は、Cの銅帶に關係するものと考えられる。

從来から能勢の銅山を多田銀銅山の範疇でとらえようとしたが、多田銀銅山のなかで触れられてきたが行政的にも、鉱床から見ても能勢地域は多田銀銅山とは區別して理解しなければならないであろう。

### 文献に記載された銅鉱山

『能勢町史』や『豊能町史』史料編等には、銅山関係の記述がかなり詳細に記述されている<sup>3)</sup>。

それらをみると、文献上では、能勢の銅山について最初に登場するのは、『百鍊抄』と『扶桑略記』であり、長暦元年（1037）四月、「能勢郡からはじめて銅を獻ず」統いて、応徳元年（1084）十二月、「攝津国採銅所預等解案」なる文書が登場する。實際はもっと早く設立されていた可能性も考えられるが、銅の獻上から50年近くになって採銅所が設置されていることが判明しており、採銅所の稼働時期は古代末期から中世にかけての時期である。もともと採銅所設置の目的は、貨幣の鑄造の銅と鉛を採掘するために設けられた官営の役所であり、山城・豊前・長門・周防・備中国等に置かれていたといい、能勢の採銅所もその内の一つであった。文献に登場する応徳元年の段階では、貨幣鑄造の鋳錢料としての銅は必要であったはずである。つまり天徳二年（958）、乾元大宝を最後に貨幣鑄造は終了しているのである。したがってこれ以後は貨幣鑄造のためになく、銅製品や調度品等の材料として朝廷や社寺・貴族をはじめ広く民間の需要に供されたと言われている<sup>4)</sup>。

「採銅所解案」をみると<sup>5)</sup>、当時の能勢における銅山の様子を窺い知ることが出来る。それには当時の銅山の名称が、山辺山口・枳尼山口・川道山口・今口山口（今西山口か？）等と記載されており、この記述から現在の能勢町大里を中心とした地域の何處かに存在していたことがわかる。

この内、枳尼山口の銅山は岐尼神社表山がかつて「枳尼山」と呼ばれ、その麓に銅山が開坑されていたと考えられ、その位置が現在の神社境内北側にあったと考えられる。次の項で述べるが、岐尼神社の境内には銅の鉱滓が散布していることが確認されている。本来ならば神社という聖域で銅の鉱石を精錬するということは考えられないことであり、また神社は式内社であって遷宮をくり返し行うことから、現岐尼神社が後から今の地に移ってきて、岐尼の名を冠した可能性が高いのではないかと思われる。なお他の3箇所の銅山について、場所の比定は今後の課題となるであろう。

さらに中世にはいって勧進型である真空が、建永二年（1207）二月、与野山に「仏照寺」

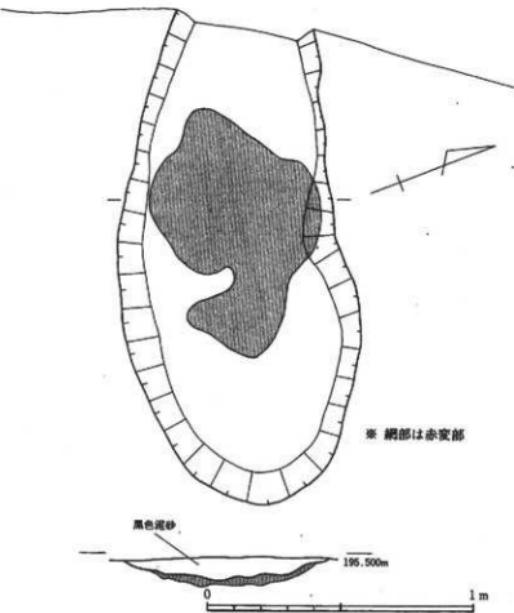
を建立し、この寺を能勢採銅所の祈祷所として寄進している。これをうけて採銅所の長である小槻国宗が、同年三月、仏照寺を祈祷所として狩獵を禁断する旨の下文を採銅所の所司らにだしている。そして同年七月に堂舎の完成を記念する堂供養の儀が営まれている<sup>6)</sup>。このことから採銅所は、中世初頭までは機能し、銅山の稼働も見られたということであろう。この仏照寺の位置については現在不明であり、幻の寺となってしまっている。寺は檜皮葺きの建物であり、屋瓦は載せられていなかったため、踏査の際の手がかりとなる物証は礎石くらいで探すことが困難である。

### 考古学から見た銅鉱山

考古学からみた古代の採銅の実体がわかるのは、山口県長登銅山の例がわが国では最も古いものであろう。

長登銅山は、カルスト地形の発達した秋吉台の東南麓に位置し、石灰岩地域でもあり、銅の酸化した綠青が白い石灰岩に付着している状況は古代の人々にとっても容易に銅鉱の存在を気づかせたであろう。発掘調査された長登銅山は、東西1.6キロ、南北2キロの範囲内に15箇所の採鉱跡群と11箇所の製錬跡が明らかになっている。なかでも大切製錬跡は、全体の6%にすぎないが、選鉱作業跡1、製錬作業場5、製錬炉跡24、鋳造用炉跡1、焼窯跡2、粘土採掘跡2、木炭窯1、暗渠排水溝1、大溝4、建物遺構3といった施設が明かになり、かなりの規模の生産遺跡であったことが判明している<sup>7)</sup>。

それで能勢ではいつ頃から採銅が行われたかと言う



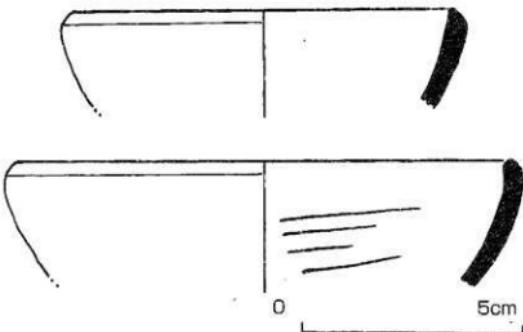
大里遺跡F14区出土の鉱滓を伴う土坑

『大里遺跡発掘調査概要・II』

と、まず採銅の実体が充分明らかにされたとは言いがたい。分布調査を実施した結果では、弥生土器の散布が確認される地点で銅の鉱滓も見られるものの発掘調査を行っていないため不明である。しかし、大里遺跡（能勢町大里）では、平安時代後期（12世紀）に該当する製錬跡が見つかっている。その製錬跡は、大路次川の旧流路に接した微高地上に位置しており、見つかった遺構は、多数の柱穴群と土坑群であるが、その内の土坑5と称する遺構から細粒一拳头の大きさの鉱滓が発見された。土坑は幅90cm、長さ1.8m、深さが15cmの浅い鍋底状の形をしている。その中から鉱滓とともに窯壁と思われる焼結土塊も出土している。鉱滓は土坑5から3.4kg、土坑の周辺から6.5kgの量の鉱滓が発見された。鉱滓は、大澤正巳氏の分析調査によると、黄銅鉱・輝銅鉱・硫砒銅鉱らのいずれかを原料とし、鉄と硫黄を取り除く焙焼行程後に還元吹きで銅を製錬した萍であると推定している<sup>1)</sup>。この他では、以前、名月峠の旧道付近では巨大な銅滓が斜面に点在していて、間歩（探掘坑）も見られた。さらに峠を東へ下った南側の民家の横では、かなりの銅の鉱滓と瓦器を伴い、崖面には木炭粒を含む煙道らしき断面も見られた。また道を隔てた北側にも銅滓が散乱し、間歩も数ヵ所見られる。採集した瓦器からみて銅鉱石の採掘と銅製錬が行われていた時期は中世と考えてよいと思われる。前述したように式内社の一つである岐尻神社境内には銅の鉱滓が散布しており、銅製錬が現在の式内社成立以前にまで遡る可能性がある。

現在のところ、能勢町域を中心に古代末期から鎌倉時代かけて銅を中心とした製錬作業痕跡が確認されているが、銅鉱石の採掘された間歩は、存在していても時代を判断できる資料に乏しく、時代の判定が困難である。一般的に生産遺跡の場合、伴う遺物が少なく時期の判定を難しくしているのも一因である。間歩の場合、当初は人間一人だけ潜れる穴の大きさがあれば充分であるが、後世の人によって拡大される場合もあって、坑内深く立ち入ることなくして資料は入手できないのも大きな課題である。

銅鉱山の調査では、間歩の調査も重要な役割を果す。それと平行して間歩から掘り出された銅鉱石を製錬する作業痕跡を探す必要がある。この付近の銅鉱石は、黄銅鉱が中心であり、鉱石には



名月峠東で採集の瓦器

鉄分と硫黄分が含まれているためにこれらを取り除く「荒吹き」が行われ、間歩の付近で「焼き窯」の施設が設けられていたと考えられる。近世初期には、必ずしも山下町（川西市）と銀山町（猪名川町）の二箇所の吹き場に限定されず、各所にて行われていたが、寛文から元禄期（1661～1703）になって、幕府は直領から出る鉛を掌握する必要から二箇所の吹き場に運んで精錬させるようになった。この二箇所の吹き場は大規模であった証拠として、山下町の場合、城山の南麓にある谷一面が鉱滓で覆わっていた。現在では、鉱滓の殆どは撤去されて、資料館が建てられている。銀山町も流れに沿って、吹き場としての石積みの焼き釜が6基ほど並んで残っている<sup>9)</sup>。

明治時代になると、間歩から掘り出された鉱石は、まず間歩に接した付近で製錬が行われ、『大阪府誌』第三篇<sup>10)</sup>によると、明治初期の花織鉱山の項を見ると、精錬所という個所には「鉱区内鉱口の側に設け焼き釜と称する口径4尺深さ五尺許の粘土を以て造りたる釜中に松木を組み鉱石を投じて蓋にて之を蓋い、十分燃焼して後之を更に地上に穿ちたる径二尺余深さ二尺五寸許の吹き床と称する穴中に投入し、轆二丁を用いて精錬大工一人、吹き子サシ二人にて之を精錬す」とあって、この製錬は純粋な銅を鉱石から取り出すために、銅分以外の鉄分や硫黄分を取り除くことが行われ、その際、発生する鉱滓（からみ）がその現場に捨て置かれていることが多い。古代においても同じようなことが行われていたと推測することができる。したがって万一間歩が埋もれて不明な場合でも、鉱滓を探すことによって付近に間歩の存在を推定することも可能である。筆者は、今まで鉱滓の散布している場所を確認する目安として、ヘビノネゴザやイワマセンボンゴケといった植物が繁茂しているところに注目してきた。

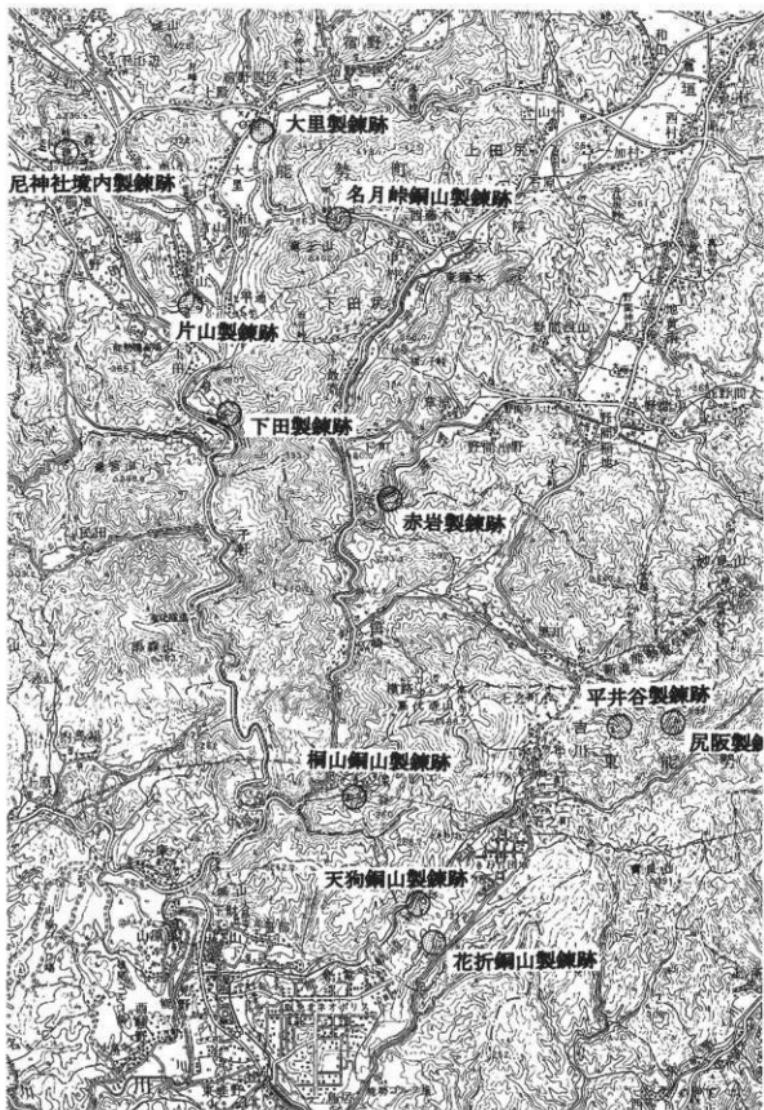
それでは過去の分布調査を行ってきたなかで、能勢の地に限定してその主な製錬跡について以下に記述しておきたい。

#### a、大里製錬跡 (能勢町大里)

前述した大里遺跡のなかで明らかになつた製錬跡である。遺跡は大路次川に注ぐ譲川によつて形成された扇状地上に位置しており、昭和59年～60年にかけて府営圃場整備事業に伴う発掘



名月峠、旧府道沿いに見られたカラミの大塊



能勢における主な銅製銅跡

調査で明らかになった遺跡でもある<sup>10)</sup>。この製錬跡は、間歩に接して行われたものではなく、周辺の間歩から銅鉱石を持ってこられたもので、報告書を見る限りでは黄銅鉱を原料にした製錬が12世紀の段階で行われていたことは確実である。

b、岐尼神社境内製錬跡（能勢町今西）

神社北側の標高337m丘陵の麓に位置し、今西地区と森上地区に接しており、神社は延喜式内社である。製錬滓は、社殿背後の竹藪の中に散布しており、腐葉土が厚く堆積し、詳細は不明である。この場所は、地籍図を見ると「禁伐林」と記されていて、神社の聖域であることがわかる。したがって神社がこの地に鎮座した後の精錬場であったとする場合、本殿の背後にて製錬作業を行うことが不可能であった。この製錬場は或いは「採銅所解案」に記載されている今西山口から掘り出された銅鉱石を製錬していた可能性が考えられる。

c、名月峠製錬跡（能勢町下出尻）

名月峠は、標高462m竜王山の北側の鞍部に位置している。製錬滓は峠の東側、道を挟んで南北に分かれて分布している。その内の南側の部分では、旧道の拡幅工事によって、鉱滓の散布する斜面が削平され、1×2m余の巨大な鉱滓の大塊が見られた。鉱滓の散乱する斜面の上には平坦部が広がり、その奥には間歩が存在した。この地点から道路に沿って約100m程東へ道を下ると、南側に民家の空き地があつて、そこには鉱滓をはじめ焼き釜の窯壁の破片、瓦器の破片が見られた。また空き地の背後の斜面が削平されており、その部分に幅2m、深さ60cm程の鍋底状をした溝状断面が存在した。製錬造構は恐らく斜面を削平した際に消滅したものと思われる。

次に道の北側の平坦な場所にも鉱滓は散乱していたが、この平坦面がかなり深く削平されているために詳細は不明である。間歩はこの地点から西へ約30m離れたところに見られた。さらに峠から西へ旧道を約100m程下った南側にも鉄分の多い鉱滓が散乱していた。

d、片山製錬跡（能勢町片山）

山辺川と山田川に挟まれた格好の独立丘陵の先端部に位置する。片山集落か下田集落へ通じる峠の東斜面に鉱滓が散乱している。森本式氏の話によると、道路の拡幅工事の際に大量の鉱滓が現れたとのことである。なお、丘陵の先端部付近には弥生時代後期の土器破片や石鎚の散布していたが、製錬滓との関係は不明である。

e、下田製錬跡（能勢町下田）

下田集落の南東、大路次川左岸の山腹に位置していた。松風台住宅の造成工事に伴って消滅して現在では存在しない。そこには石垣を長方形に囲んだ平炉（猪名川町銀山と同型式）が1基見られた。間歩はその地点から約20mほどのところに存在したが、道路工事で埋没した。またこの地点から約2km南に下った猪名川町千軒の大路次川右岸にも、鉱滓の厚さ約3m、長さ10mに及ぶ鉱滓の断面が露頭しており、断面の中から木炭・窯壁破片・土師質の土器破片等が見られた。

f、赤岩製鍊跡（能勢町野間出野）

野間川が川西市域境に接した右岸の山腹に位置する。道路面から約20mの比高があり、長方形状の石垣が残っている。鉱滓は鉄分が多い。もう1箇所は、野間川の左岸にあって、流れに沿って長さ30m、幅約5mの長方形状の平坦面があり、その中央部にズリの小山があり、北端部には石垣が見られる。この地点も鉄分が非常に多い鉱滓でしめられており、岸から川に向って巨大な鉱滓の大塊が突き出している。



g、平井谷製鍊跡（豊能町吉川）

吉川集落の北端に、東から

西へ流れる平井川を約1km程遡った谷の奥に位置している。沢の中央部には鉄分の多い鉱滓とズリの小山が見られる。その左側に僅かばかりの平坦部があって、炉跡らしきものがあり、間歩も隣接している。

h、尻坂製鍊跡（豊能町吉川）

初谷川にかかる第三堰堤からさらに上流約200m右岸に北から流入する沢を約500m登りつめた地点にある。沢を囲むように平坦地があって、その中央歩に石垣で囲まれた炉跡が見られ、その下部には鉱滓とズリ(ダシ)があり、間歩も隣接している。

i、桐山製鍊跡（豊能町保ノ谷）

高台寺山から北西にのびる尾根の中腹に位置している。遺跡への道は、一庫ダムの周回道路の「りんどう橋」南詰の東に鳥居があり、それをくぐって右へ約70m程登ったところに平坦部があって鉱滓が散乱している。そこは急な斜面を削平して5×10mの場所に炉が築かれていたものと思われる。ここから10mほど上には金高神社の祠が見られる。間歩は鳥居の東側、西面する沢全面にズリがあり、上部にはいくつもの間歩が見られる。

j、花折製鍊跡（豊能町光風台）

光風台4丁目から大和田地へのびる尾根上東側にかけて鉱滓が散乱しており、炉跡は不明であるが、間歩は東側の沢に開いている。

k、天狗製鍊跡（豊能町光風台）

能勢電車の光風台駅を中心に見られたが、団地の造成に伴って消滅した。現在では、初谷川に沿って石垣と間歩が見られるのみである。この天狗銅山は、江戸時代に描かれた絵図には、代官の詰所、間歩、風抜き穴、水抜き穴、鉛蔵、焼き窯等の施設が写実的に描かれている<sup>1)</sup>。

### 結びにかえて

以上のように能勢の銅鉱山について概観してきたが、今まで行われてきた間歩や精錬跡の分布調査では、銅鉱山の問題解決には限界がある。

今後の課題として、一つは調査組織を編成して、残されている間歩（採抗口）の内部を調査する必要性があり、間歩内部の調査は、銅山の稼動時期や採掘の実態に迫ることが可能となる。今一つは製錬跡の問題意識をもった発掘調査の実施が必要である。さらには文献の調査等で、生産された粗銅の流通経路を解明しなければならないという課題があることを提示して結びにかえたい。

#### 〔注〕

- 1) 能勢町 「能勢町史」第3巻 資料編 1975年豊能町 「豊能町史」史料編 1984年
- 2) 松浦浩久ほか 「広報地域の地質」 地質調査所 1995年
- 3) 注1)、同じ 「新訂増補国史大系」第11.12巻
- 4) 能勢町 「能勢町史」第1巻 本文編 2001年
- 5) 注1) と同じ 宮内庁所蔵 「壬生家古文書総目・官務所領関係総文書」
- 6) 注4) と同じ
- 7) 美東町教育委員会 「長登銅山跡」2 1993年池田善文「長登銅山跡にみる古代の採鉱と製錬」『月刊文化財421号』1998年
- 8) 大阪府教育委員会「大里遺跡発掘調査概要・2」 1986年
- 9) 川西市教育委員会「かわにし」川西市史第2巻 1976年
- 10) 大阪府 「大阪府誌」第3編 鉱業誌 1903年
- 11) 注8) と同じ
- 12) 豊能町 「豊能町史」 資料編 1984年

## 資料紹介

# 豊能町における有舌尖頭器の資料

小嶋 均

## はじめに

近年の遺跡調査成果においても、豊能町内で明確に人々の足跡を廻ることが可能な時期は、奈良時代後半まで<sup>1)</sup>ある。それ以前に廻る時期の遺跡については、僅少かつ断片的な採取遺物<sup>2)</sup>からの推察によるものでしかない。これらの状況をみる限りでは、わが町域における先人の足跡—特に古墳時代以前—は僅少であると言わざるをえないところであろう。

翻って、近隣地域に目を移すならば、旧石器時代の石器製作場が検出された箕面市粟生間谷遺跡（新海1999）、縄紋早期の押型文土器を出土した能勢町地黄北山遺跡（前田1980）、弥生時代の中核的な集落である川西市加茂遺跡（川西市教育委員会編1982）、150基を越す数の古墳を有する大貝谷古墳群・野間中古墳群等の能勢町の古墳群（広瀬2001）等、非常に充実した内容を示している。これらの遺跡分布から考えても、わが町にも相当数の未知の遺跡が眠っている可能性は否定されるべきではないであろう。

そこで本稿では、本町域では稀少な縄紋時代草創期<sup>3)</sup>に帰属すると考えられる遺物を紹介する。表採品であるが、本町の貴重な文化財資料となろう。

## 資料の紹介

今回紹介する資料は、縄紋時代草創期に帰属すると考えられる有舌尖頭器である（第1図）。近畿地方には、有舌尖頭器に類似する弥生時代の有茎石錐が存在し、形態からその鑑別は困難な場合が多い<sup>4)</sup>。今回の資料は、石材にチャートを使用<sup>5)</sup>していること並びに器体中軸線を超える極めて精緻な調整剥離<sup>6)</sup>により器体が極めて薄く作られていること等により有舌尖頭器として判断される。

当資料は、一度紹介済み（小嶋2001）のものであるが、再度実見し実測する機会を得たので、前稿と多少重複する部分はあるが、ここに報告するものである。この資料は、豊能町川尻在住の舛見義一氏が、平成5年頃に豊能町川尻金石橋付近で採取されたという。採取された地点は、川尻遺跡に近接しており、これらを一括して川尻遺跡の範囲としたほうがよいのかもしれない（第2図）。採取地点は、余野川河岸の段丘部に位置する畠地であるが、同地点は土地改良工事や河川・道路工事の影響により著しく擾乱を受けており、本来の遺存状態を確認すべくもない。付近を踏査したが、関連する遺物・遺構の存在は確認できなかった。

有舌尖頭器は、全長58mm、最大幅29mm、最大厚10mm、重さ16gを測る。「かえし」部分をわずかに欠くが、ほぼ完形品である。器面は磨耗しているものの、稜線は明瞭であり、バルブやフィッシャーを観察することができた。形態は先端部からはほぼ直線的で、「かえ

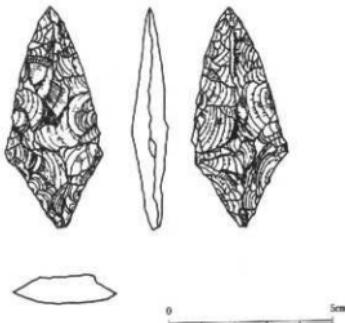
し」付近では湾曲して「かえし」につながる側縁ラインをもつ。「かえし」からはほぼ正三角形状を呈する舌部が作り出される。「かえし」の先端部は破損しているのではなく製作段階から平らに調整されているようである。全長に対する舌部長比は約3:1、器体最大幅に対する舌部長比は約1:1で、この舌部比率は比較的高いもの<sup>7)</sup>になろう。

石材は、青灰色のチャート製、この種の石材は当地域原産のものではなく、亀岡市や京都西山にその産地が求められる<sup>8)</sup>と考えられる。調製はやや荒いが、裏表とも器体中ばまで達する剥離が観察され、一部には器体中軸線を越える調整剥離が行われており、器体断面は凸レンズ状を呈する。側縁は一部鋸歯状を呈しており、規則的かつ細微な剥離が認められるこことから、最終的な調製には押圧剥離が使用されたと考えられる。使用痕等は観察できなかつた。

### 有舌尖頭器について

有舌尖頭器は、かつては旧石器時代と縄紋時代との過渡期に現れる石器として注目を集め研究が続けられてきた<sup>9)</sup>。有舌尖頭器の機能については、投げ槍の穂先説<sup>10)</sup>あるが明らかではない。北海道から九州まで広範囲に分布するが九州での出土例は少ない。本州や四国では縄紋時代草創期に出現し、隆起線紋土器や爪形紋土器と共に伴するが、石鎚の出現とともに急速に衰退し廃絶に至る<sup>11)</sup>と考えられている。近畿地方各地でも相当数の有舌尖頭器の出土が報告されており、豊能町の近隣市町でも出土例は豊富である。しかしながら、当該石器の出土状況は関連遺構や土器・石器組成を示すような例は僅少<sup>12)</sup>であり、その廃絶時期についても研究者によって大きな齟齬がある<sup>13)</sup>。したがって、いまだ有舌尖頭器は「幻の石器」であると言わざるをえないところであろう。

筆者は、当該石器の実相に迫る第一歩として、本書別稿にて当該石器の研究略史を提示し、この石器がどのような認識のもと研究されてきたかを考察してみた。ご併読いただけたら幸いである。



第1図



第2図

(註)

- 1) 奈良時代後半期で確実なものとして、1995年に調査が行われた野間口所在の九木山遺跡（辻本1995）がある。当遺跡の調査では、遺構とともに須恵器杯・壺、土師器壺等の多数の遺物が出土した。
- 2) 遺物資料として次のものがある。
  - 遊離資料－旧石器時代のナイフ形石器及び縄紋時代に帰属すると考えられる石鏃－川尻遺跡（大阪府教育委員会1982）、採取資料－寺出地区での縄紋式土器（？）（前田1987）、高山地区での弥生土器（高山地区文化財講習会2001）
- 3) 純紋時代草創期と明記したが、十分な確証があるわけではない。有舌尖頭器は、かつては旧石器時代終末期～縄紋時代草創期のもの（小林1961）と考えられていたが、近年の発掘調査の成果では南関東地方では、降起線紋土器・爪形紋土器に伴うことがほぼ明確になりつつある。しかしながら、近畿地方では、明確に有舌尖頭器が土器を出土した例は奈良県橿原和田遺跡、同県北野ウチカタビロ遺跡（松井1989）のみで、早期の押型土器と伴出したとされる例（東大阪市教育委員会他1987）以外には、そのほとんどが単独出土であるばかりが、伴出するはずの降起線紋土器等の出土も全く報じられておらず、その縦年の位置は不明確である。近畿地方の有舌尖頭器の時間的な位置付けは今後是非とも探求していかなければならない課題であると考えている。
- 4) 有舌尖頭器と弥生時代の有茎石鏃の識別の困難さについては、増田氏（増田1981）によって指摘されている。両者を識別するには、形態のみならず製作技術に注目することが必要であると考えられる。
- 5) 近畿地方では、弥生時代での有茎石鏃の石材のほとんどがサスカイト製であり、チャートを用いる例は寡聞にして知らない。
- 6) 器体長軸に対して斜め方向にはほぼ平行するように加えられる器体中軸線に達する調整溝難は「斜行平行剥離」（高橋1983）と呼ばれ、近畿・東海地方の特徴的な有舌尖頭器の調整方法とされる（高橋前掲）。
- 7) 基部幅を1とした舌部長比率は1.0程度になる。西日本に多く分布する「傳又型」と呼称される有舌尖頭器では、その比率は0.2から0.5であり（増田前掲）、その数値から舌部の長さが知れる。
- 8) 青灰色チャートは、亀岡市から京都市西山にかけて分布しており、最短距離の採取地点は亀岡市保津川河岸敷に求められ、その直線距離は約15kmである。
- 9) 有舌尖頭器の研究は40余年に及ぶ累積がある。本著別稿を参照されたい。
- 10) 投げ槍の徳先説が最も有力な説（小林前掲、鈴木1972、白石1992）であるが、小型品は有茎鏃と考える研究者（大塚1991）もいる。
- 11) 右鏃の出現と有舌尖頭器の廃絶の関係については鈴木氏（鈴木前掲）の論文がある。
- 12) 3) を参照されたい。
- 13) 3) を参照されたい。

(引用・参考文献)

- 大阪府教育委員会 1982 「川尻遺跡現地説明会資料」  
大塚逸朗 1991 「遺具の組み合わせ a 草創期」『国解・日本の人類遺跡』東京大学出版会  
櫛原考古学研究会編 1994 「一万年前を掘る」吉川弘文館

- 川西市教育委員会編 1982『川西市加茂遺跡』川西市教育委員会
- 小島 均 2001「豊能町における有舌尖頭器の資料」『大阪府埋蔵文化財研究会（第42回）資料』
- 小林達雄 1961「有舌尖頭器」『歴史教育』第8巻第3号
- 白石浩之 1992「有舌尖頭器の分布とその問題点－神奈川県を中心として」『神奈川考古』第28号
- 新海正博 1999『大文研通信』（財）大阪府文化財センター
- 鈴木道之助 1972「縄文時代草創期の狩獵活動－有舌尖頭器の終焉と石獣をめぐって」『考古学ジャーナル』No.76
- 高橋 敦 1983「斜行平行溝離をもつ有舌尖頭器」「人間・遺跡・遺物」－わが考古学論集1－
- 高山地区文化財調査団編 2001『高山地区文化財調査報告書』
- 辻本 武 1995『九木田遺跡試掘調査概要報告書』豊能町教育委員会
- 西口陽一 1992「近畿・有舌尖頭器の研究」『考古学研究』第38巻第1号
- 東大阪市教育委員会他 1987「神並遺跡II」
- 広瀬和雄 2001「第二編 原始・古代 第三章 古墳が作られた時代」「能勢町史」能勢町
- 前田豊邦 1980「地黄北山遺跡・横町遺跡調査概報」能勢町教育委員会
- 前田豊邦 1987「第二章 考古学から見た豊能地方」「豊能町史 本文編」豊能町
- 増田一裕 1981「有舌尖頭器の再検討」；『旧石器考古学』22
- 松田真一 1989「布目川流域の遺跡5」「奈良県遺跡調査概報1988年度」櫻原考古学研究所

## 川辺・豊能地区の間歩

近藤 徹

県立一庫公園の「山のゾーン」の整備がようやく終り「自然観察の森」として平成14年4月21日に開園された。自然観察路脇や知明山の三角点付近などに大きな穴が空いているが、これは間歩（まぶ）と呼ばれ、以前銅鉱石を掘っていた跡である。川西市、猪名川町、豊能町、能勢町では、古米、銀・銅・鉛（主に銅）を産出していた。なぜ銅などを産出したのか、どのようにして採掘していたのかについて、情報を整理してみた。

## 1. 当地方の地層

## ①丹波層群

当地方の基盤地層は丹波層群と呼ばれる。約2億5千万年前、地球にはパンゲアという巨大な大陸だけが存在していた。これが分裂・移動して現在の諸大陸や諸島になったと考えられている。世界地図を眺めると、例えばアメリカ大陸とアフリカ大陸の海岸線がジグソーパズルのようにくっつき、このような事情を説明している。丹波層群は、パンゲア大陸の一部が海底プレートに乗って移動し、約2億年前（古生代末期：石炭紀・ペルム紀）から約1億年前（中生代：三疊紀・ジュラ紀）にかけて、海底に堆積した地層とともに隆起して陸地となったものである。隆起は近畿地方北部から始まり、次第に南下していくので、当地方の地層は約1億年前に形成されたと考えられている。地表に近い地層は、堆積物の沈積速度が遅い順番に、泥岩（直径1/16mm以下の粘土）、砂岩（直径2mm以下の砂）、礫岩（直径2mm以上の礫）となり、プレートに乗ってきたチャートという層も混じる。薄くはがれやすい黒い泥岩は頁岩（けつがん）という。

崖地では、ときどき丹波層群の露頭が見られるが、たいていは地層が傾いたり断層がみられ、石英閃緑岩など火成岩と絡み合っている。これは、激しい地層の隆起と火山による造山活動のために褶曲（しゅうきょく）したものである。高代寺山などの火山活動は、約7000万年前（中生代白亜紀）と考えられている。このとき、地底から吹き上がったマグマが丹波層群に貫入して火成岩脈を作った。マグマの熱に触れた部分はホルンフェルスという固い岩に変成し、熱水に溶けた金属成分は岩脈の割れ目に付着して銀や銅の鉱脈を作った。火成岩が貫入している様子は、多田神社付近の猪名川の河原で観察できる。マグマが吹き上がってできた火成岩は、高代寺山の谷間に転がっており水晶の結晶などが見つかる。なお、マグマが地中で冷えたものが花崗岩であって、豊能町では良質の「能勢石」を産出している。同じように見える山でも、妙見山は丹波層群の隆起によるもの、高代寺山は火山活動によって石英閃緑岩が吹き上がったもの、天台山は丹波層群が石英閃緑岩に接触してホルンフェルスに変質したもの、深山は花崗岩が隆起したものと、その生い立ちは異なるものである。

火山活動は次第に南下して行き、約1500万年前頃には二上山が噴火しており、地層の隆起と沈降が繰返されていた。

### ②大阪層群

約300万年前の西日本では、陸地が沈降し現在の九州から伊勢湾に及ぶ細長い広大な湖が存在していた。これは第二瀬戸内海と呼ばれているが、山地は風雨にさらされ、流失した土砂はここに堆積した。これを大阪層群という。大阪層群の最も厚いところ（大阪湾中央部）は2000m以上に達する。以後、氷河期と間氷期、隆起と沈降を繰り返し、約30万年前頃には現在に近い地形となっていく。紀伊水道ができたのは、100万年くらい前であり、間氷期には大量の海水が流入した。海水は京都の東山のあたりまで侵入した形跡があるという。高代寺山の中腹に本来海岸に自生するヤマモモの大木が存在するのは、このあたりが海岸であったことがあるという証拠である。大阪湾が現在のようなレベルになったのは約2万年前と考えられる。現在の当地方の地層は、丹波層群の上を大阪層群が薄く覆っている状態である。谷間には河岸段丘が形成され、山地から流失した土砂が大阪平野を形成したのである。山の尾根の大坂層群の中に河原石のような丸い石や礫を見つけて、このような事情を実感してみるとよい。

### ③銅鉱脈

多田銅銀山は、わが国の鉱業史上重要な鉱山のひとつである。これは、上に述べたような地層の生い立ちと関係がある。盛んな火山活動の折りに、熱水に溶けた銀や銅が岩の割れ目に付着して鉱脈を形成したのである。享保年間に川辺郡、能勢郡、豊島郡に合計1929の間歩（鉱坑）が記録されている。この他、間歩名が不明のものが831あったとされる。間歩（まぶ）は「鉱」という字の古い読みで、鉱道のことである。各地で鉱脈と覚しきところを手堀りで掘り進んだ。主要な鉱脈は銀山親鉱（おやすむ）と奇妙山親鉱である。銀山親鉱は多田銅山を中心として南北へ伸びるもので、金懸・大口・瓢箪などの間歩を含む。奇妙山は現在の知明山のこと、奇妙山親鉱は知明山から北へ国崎を経て能勢町の龍王山に至るものである。この他に、高代寺山から北へ伸びる七宝山親鉱と吉川から止々呂美方面へ伸びる高山親鉱も知られている。

## 2. 当地方の鉱業

### ① 産銅の歴史

川西市多田は源氏発祥の地として有名で、多田神社には始祖源満仲や源頼光の墓所がある。ここから多田源氏（長男頼光）、人和源氏（次男頼親）、河内源氏（三男頼信）に分かれ、河内源氏が関東へ進出して本流となり、頼朝が鎌倉幕府を開くに至るのである。源満仲がなぜ多田に土着したかについては諸説があるが、当地の銅鉱山に目をつけたとも考えられる。多田という地名も「たらら」という鉱山に関係したことばに由来するという説がある。踏鞴（たらら）とは精錬に用いる足踏みの大きなふいごのこと、たらら吹きの精錬所も鶴（たらら）と呼ぶ。その真相はさておき、当地方では古くから採銅が行われてきたようである。

広芝茂兵衛の「揖州多田銅銀山濫觴中伝荒増書付」によると、神教間歩（奇妙山）は、天平時代に聖武天皇が夢に伊勢皇太神の神教を受けて東大寺廬舎那仏铸造用の銅を探査せしめた間歩であり、金懸間歩（多田銅山）は、多田満仲が天祐年に新田在城のとき金瀬五郎な

る者が多田山中から白金（銀のことか）を掘って献上したので太刀を許されたと伝え聞いているとしている。

豊能町史は、長歴元年（1037）に摂津国能勢郡から初めて銅を献上したと述べている。その証拠は『百鍊抄』の長歴元年条の「四月十二日、摂津国能勢郡初獻銅、八月件銅被分獻諸社」である。能勢の採銅所の所在地は不明であるが、建暦元年（1211）の左弁官下文にも能勢郡の地に鎌倉初期に採銅所が設けられていたことが明記されており（小葉田淳、日本鉱山史の研究）、旧能勢郡に官営の採銅所があったことは事実のようである。なお、東大寺の大仏鑄造に当地の銅が使われたとするのは、ほとんどの銅産地に同様の言い伝えがあり、根拠は薄いと思われる。

この採銅所の銅鉱脈は近世までは枯渇してゆき、採掘の中心は次第に多田銀銅山に移つていったようである。豊臣秀吉は、多田銀山を重視し、直轄支配して瓢箪間歩や台所間歩を採掘させた。山下の塩川氏は能勢氏との争いを理由に秀吉に滅ぼされたが、秀吉が多田銀山の銀や銅を手中に収めるために能勢氏との争いを口実にしたのが真相ではないかと考えられている。徳川幕府も多田銀山を重要視して直轄領としたが、寛文初年の銀銅増産の機会に、銀山に陣屋を建て代官を置いた。記録によると、寛文元年（1661）、中村李右衛門を銀山奉行として赴任させ、間歩の所在する近隣の72ヶ村（川辺郡51、能勢郡16、豊島郡5）を大名から召し上げ銀山付村として支配した。元禄元年（1688）には山下にも役所が建てられた。

産出量は寛文年間がピークで、最盛期には銀山町の戸数3000、年間産出量銀1500貫目、銅70万斤といわれる。元禄年間には20～40万斤となり以後減少していく。代官支配も、中村李右衛門が解任されたあとは、京都代官・大坂代官・大津代官支配下、高瀬藩預かりなどと変遷し、弘化元年（1844）再び高瀬藩預かりとなって幕末を迎えた。

## ②精錬・吹き場

各間歩を統制する必要上、銀や銅の精錬は銀山と山下に集中して行われた。山下には既に天正2年（1574）に吹き場（精錬所）が作られ、下財町が形成されていた。下財（外財）とは山師や堀り手など金堀師の総称である。下財町の町並みと通りの名称に当時の様子が残っている。古い土塙には鉱滓が使われている。ここでの精錬法は「山下吹き」（鉱石に鉛を加えて熱し、銀と銅を分離する方法、南蛮吹きという）といわれ、精銅は大阪銅座の泉屋が一手に買受け、更に精銅して輸出していた。銅の扱いで財を成した泉屋が後の住友家である。江戸時代から銅精錬を行っていた平安家の邸宅は、現在川西市郷土館となっている。銅吹きを示す展示があり、隣接した精錬所跡にはおびただしい鉱滓が堆積している。

元文2年（1737）、この頃産出の中心であった国崎と民田の山師が山元に吹き屋を建てるこことを出願している。国道173号線にある千軒という地名は、民田付近の間歩からの銅産出が多く、鉱夫や吹き屋関係の建屋が多かったので千軒といったという。その後も、私有の間歩近くに吹き場が作られたようである。明治時代になると、鉱石運搬の労苦を軽減するため、間歩近くで荒吹きをすることが多くなったのではないかと思う。筆者は、旧吉川村内の約30の間歩を調査したが、何か所かで鉱口付近に大量の「ザリ」（選鉱して捨てた不要の石）や「金くそ」（鉱石の焼き滓）を認めた。

なお、精錬のため燃料として松を大量に使用したようで、当地方にはアカマツの大木はほとんど残っていない。その後炭焼き用にクヌギを植林したので、クヌギまたはコナラの林が当地方の里山の主な植生となっている。

### ③各地の間歩

当地方の間歩の状況については、山下の吹き屋平安保業が明治19年5月に古文書を書き写したという『多田銀銅山來歴中伝略記』によって知ることができる。この文書は「揖州多田銅山濫觴中伝來歴等荒増略記」(奇妙山、七宝山、高山各親鉱の間歩)「多田銀山濫觴中伝井右親鉱南北へ通り候分ニテ銅鉛緑青間歩等出来候荒増略記」(銀山親鉱の間歩)「銀山附村々之事」(銀山附村の間歩)の3部よりなる。原典は安政の頃に銀銅山役人の秋山良之助宗治という人が編集したものであるといふ。

「多田銀山附村々之事」によると、亨保年度改めとして、川辺郡51か村に1696、能勢郡12か村に195、豊島郡6か村に38、合計1929の間歩が記録され、この他に間歩名不明のものが831ある。これらは幕府天領内のもので、私領にもあったようである。

#### 銀山親鉱

棚内には瓢箪、台所、金懸、大口、大金、桜、階、柏梨田、五着などの間歩があった。瓢箪・台所間歩は近世にはあまり扱るわなかったようである。大口間歩を初めとする七口間歩は寛文の盛山の中心だったが、その後衰えらしい。

棚内外に、西多田村に9、下肝川村に6、赤松村に5の間歩があったとされるが、北田原、万善、穂並、阿古谷の間歩も記録されている。

#### 奇妙山親鉱

主要なものは国崎村と民田村に集中していた。国崎村には、灰谷橋・六人谷大桜間歩、大間歩・四挺・大削・天狗・金増・柱木谷・谷・白目・新教・滝間歩銅山が、民田村には、唱出シ・榎木・大坂山・鳥越・綠青・大上・卯之戸・樅之木・中之谷・桐木・大平山銅山・夫婦・鍬之谷新間歩が記録されている。

#### 七宝山親鉱

黒川村に、大砂羅・三棚・綠青・柳ヶ谷銅山、吉川村に、狸山・喜利山・梵鐘・砂羅八本鍬銅山が記録されている。

#### 高山親鉱

止々呂美村高山に、川浦・柿木銅山が記録されている。

これらの間歩の所在地については十分調査が行われていない。筆者は、旧吉川村については、文献に従つたり古老人話を聞いたりして山中に分け入り、約30か所の間歩を確認した(『豊能町西地区(旧吉川村)銅鉛山跡の調査』1983)。狸山間歩は光風台駅北側の岩から住宅地の下に伸びているものらしい。初谷川まで下りると間歩口が見られた。喜利山銅山は桐山のことと、保の谷集落の裏山にあった。斜面に間歩跡が数か所あり膨大なズイガがみられる。麓には吹き場跡とみられる石積みが残っている。尾根に鉛山関係者が建立した金高稻荷の祠があり、麓にある石の鳥居はりんどう橋付近から見える。

国崎村の間歩は、ほとんど一庫ダムに水没したと思われる。知明湖付近では、県立一庫公

園となった知明山の山頂付近その他に数か所、知明湖周回道路脇に数か所、ゴルフコース内に数か所見える。

多田銀山は、最近まで操業していたが、排水にカドミウムが含まれていることが判明し、公害問題のため昭和48年に閉山となった。鉱山跡では、豊臣秀吉が莫大な金貨を埋蔵したという文書に従って、鈴木盛司という人が20年以上「幻の黄金を求めて」発掘を続けている。

上に述べたように、最盛期の寛文年間には、多田銀山は年間銀1500貫目・銅70万斤を産出したという。各間歩から掘り出した銅は幕府に集中していたので、この数字は当地域の総産出量と考えてよいだろう。大坂銅座の買上量を産銅量として、その後の産出高を小葉田淳氏の「続日本鉱山史の研究」により別紙の通りまとめた。なお、1斤 = 160匁 = 600 gで換算した数字を併記した。

(参考文献)

- 朝日新聞 「近畿300万年Q & A」1993 連載  
川西市 『川西市史』1978  
川西市 『川西市話』1981  
川西市教育委員会 『川西文化財ウォーキング』1988  
小葉田淳 『日本鉱山史の研究』岩波書店1968  
小葉田淳 『続日本鉱山史の研究』岩波書店1987  
近藤徹 『豊能町西地区(旧吉川村)銅鉱山跡の調査』1983  
地学団体研究会大阪支部編 『おおさか自然史ハイキング』創元社1987  
豊能町 『豊能町史』1987

### 多田銀銅山出銅量

年 次	出銅量(斤)	(kg)	注 釈
寛文 2 (1662)	357,800	(214,680)	奉勸要用帳
寛文 3 (1663)	572,600	(343,560)	タ
寛文 4 (1664)	755,800	(453,480)	タ
天和 1～貞享 1 (1681～1684)	150,000～250,000		帳面残らず
貞享 2～元禄 1 (1685～1688)	245,000	(147,000)	帳面消失
元禄 2～元禄 7 (1689～1694)	200,000～400,000		年間產銅量推計
元禄 4 (1691)	246,959	(148,170)	
元禄 5～元禄14 (1692～1701)	2,391,512.385	(143,491)	10年合計( )は年平均
元禄15～正徳 1 (1702～1711)	1,455,547.87	(87,329)	タ
正徳 2～享保 6 (1712～1721)	760,710.65	(45,623)	タ
享保 7～享保16 (1722～1731)	503,259.38	(30,196)	タ
享保17～寛保 1 (1732～1741)	436,437.5	(26,186)	タ
寛保 2～宝曆 1 (1742～1751)	894,168.75	(53,650)	タ
宝曆 2～宝曆11 (1752～1761)	507,988.85	(30,479)	タ
宝曆12～明和 8 (1762～1771)	497,236.85	(29,834)	タ
安永 1～天明 1 (1772～1781)	310,301.25	(18,618)	タ
天明 2～寛政 3 (1782～1791)	209,976.9	(12,599)	タ
寛政 4～享和 1 (1792～1801)	74,781.875	(4,487)	タ
享和 2～文化 8 (1802～1811)	18,452.5	(1,107)	タ
文化 9～文政 4 (1812～1821)	140,179.31	(8,411)	タ
文政 5～天保 2 (1822～1831)	134,562.125	(8,074)	タ
天保 3～天保12 (1832～1841)	127,207.188	(7,632)	タ
天保13～嘉永 4 (1842～1851)	103,724.75	(6,223)	タ
嘉永 5～文久 1 (1852～1861)	117,278.189	(7,037)	タ
文久 2～慶応 2 (1862～1866)	8,660.625	(1,039)	5年合計( )は年平均

## 水を求めた人々

—豊能・近世水利灌がい要史—

瀬戸口 勇一

### まえがき

本稿は豊能地域（現豊能町および能勢町）における江戸近世時代を中心にして、稻作の水利灌がいに苦闘した先賢農民たちの歴史を、水争いや雨乞いなどをふくめて調査・報告したもののです。

戦後の急迫した食事情から約半紀を経て、わが国の産業活動は重工業時から、ハイテク時代に発展、いつの間にか基本産業であった農業生産は片隅におかれている感がある。わが豊能地域では一部に住宅化が進んでいるとはいえ、北大阪の一角で元気に、ふる里の景観を残しつつ、コメ作りが盛んである。本稿では、このコメ作りに切り離せない水利灌がいについて、歴史的に先賢たちがいかに闘ってきたかを調査し、現行では用水はポンプなどで運用されているが、当時の苦闘の模様を、水利の方法、水争い等をふくめ、概要であるがまとめた次第である。

尚、文章の中で、豊能地区とは豊能町、能勢地区とは能勢町の意味である。

### 第1章 豊能地域の概略史

はじめに、当地域の歴史、概略を、一覧にして、地域のアウトラインを展望する。

（原始・古代時代）人はいつから住み始めたのか。両地区とも縄文時代から、人が住んでいた形跡が認められる。総体的には能勢地区が、縄文・弥生時代を含めて遺跡が多く存在している。

古墳時代、6~7世紀になると能勢地区に古墳とその群墓が爆発的に築造されており、塙山、大貝谷、小戸などに多く見られる。

「続日本紀」の和銅6（713）年9月条に



第1図 豊能地域の概略図

浜津職言す。川辺郡の玖佐々村は山川遠く隔たって、道路険難なり、これによって大宝元年に始めて館舎を建て、雜務公文は一に郡例に准ず。請う郡司を置かんと。今の能勢郡これなり。

これにより、川辺郡から独立して能勢郡が成立したことがわかる。

「和名抄」によれば当郡は、能勢、雄村、枳根（きね）の三郷で構成され、式内社として岐尼、久佐々、野間の3社がある。条里制の遺構は地黄、切畑にそれぞれ認められている。平安の後期（12世紀初め）、貝川長乗が郷党とともに木代に入り、木代莊を開拓したという伝承が残っている。猪名川水系の上流には、各所の銅鉱石を探掘した間歩（まぶ・坑道）が残されており、銅が溶解した時に生じる滓や、その精錬所跡も発見されている。この地方で銅が生産されたのは、奈良時代・奈良の大仏鋳造に献じられたのが始まりとされているも、その真否を立証するものはない。

豊能地方の銅山は古代から中世にかけて、探掘最盛の歴史が証明されている。当時から銅の中心は能勢町・堺能勢町・猪名川町・川西市で、古くは能勢町がさかんで、近世以降は多田銀銅山が繁栄をみせている。

#### （中世時代）

この頃から能勢郡は東郷、西郷にわけられ、東郷は豊能地区、西郷は能勢区と比定されている。平安中期以降の莊園として、地黄園能勢・倉垣・田尻・宿野・枳根・山辺と木代などの他に採銅所があった。

寛喜3（1231）年、能勢賴伸が幕府により田尻莊頭職に安堵される。一時は能勢地方に勢力をもったが、戦国期に塩川氏らに攻められ敗退した。伝承では応神朝より「亥子餅」の存在があるも弘安6（1283）年以降は、文書で猪子家が宮中に献上したと残っている。

#### （近世時代）

「天保郷帳」によれば、当時の村は豊能地区は9ヶ村、能勢地区は26ヶ村で成立している。支配関係は幕府領、大名領などで、能勢地区には能勢氏の支配地が多い。能勢賴次は一時邊塞していたが、関が原参戦の功により、能勢郡のうち11ヶ村、3千8百石を与えられ、残りの6千8百石を代官領として預けられる。賴次は、甲州身延の日乾上人を地黄の真如寺に招き「能勢のイヤイヤ法華」といわれたほどに領民に改宗を強行した。

能勢妙見は賴次が堂舎を建て、代々真如寺の別当職に定めたことに始まるという。

当地域で、特に「事件」として言えるものは

① 豊能地区 吉川村の場合、嘉永年間の火事。時は嘉永5（1852）年2月23日早、当村の百姓竹治郎方の灰小屋から出火。多くの村家を焼き尽くし、夕方にやっと鎮火している。村役人から届けられた被害は、居宅38軒、土蔵12ヶ所、小屋59ヶ所のほか寺院、神社などが灰になった。幸いに死者はでなかったが、生活の「困窮人」が35人も発生した。

② 能勢地区 山田屋大助の能勢騒動

天保2（1831）年、浜津地方では、おかげ踊りが流行、能勢の村々にも及んだ。同8（1837）年2月・大阪市中では大塩の乱おこる。これに誘発されて7月には能勢騒動がぱっ発した。首謀者は山田村生まれの山田屋大助。「徳政大塩味方」「徳政訴訟人」のぼりを立てて、33ヶ村・712人の農民が参加した。しかし、騒動は3日で鎮圧されている。こ

れら一連の乱は当時の権力に対する一つの警鐘となった。

### ③両地区に共通する頻発事件・山論

2つの地区に共通することは山林が多いこと。山林は当時の農民にとって、燃料、肥料として重要なものであった。

そのため山について「山論」が多く発生している。例えば、天王村と丹波福住村の論・宿野村と丹波吉野村・山内村の論、豊能地区では高山村と川尻村の論・吉川村と川尻村の論など、村と村、または国境いをかけて争うことが多かった。

## 第2章 豊能地区の水利と水論

### 第1節 高山村の番水制

稲作の農民にとって、用水は命にも代えがたき貴重なものである。猪名川水系の原田村の（豊中市域）庄屋が「猪名川の水一滴は血の一滴」と語ったように、まさに稲作の農民にとっては、水は血の一滴ほどに大事なものであった。

豊能地区においては、水利関係の文書がわりと少なく、ここでは高山村における事例をあげておく。

用水の取水にあたっては、村民同士の争いをさけるため、取水の順序を決めていた。これを「番水制」という。

取水開始	取水終了	取水者
6月29日朝 光明寺 鐘	同日暮れ 光明寺 鐘	信次郎
29日暮れ タ 鐘	30日朝 タ 鐘	半右衛門
30日朝 タ 鐘	30日初夜半 (9時頃)	安右衛門・久右衛門
30日初夜半 (9時頃)	7月1日朝 光明寺 鐘	長右衛門

(上の表は安政5(1855)年、高山村字ひろ田の番水順である)

第1表 番水制の割り当て

この表でも各人の取水時間は均等ではない。その時間の長さは所持田地の広さに準じていると思われる。高山村では同じ用水路から用水をとる仲間組織を「井出仲間」といっていた。たとえば、上の表の番水グループは「井出仲間」ということになる。

井出仲間では、井堰の経費や集まりの諸費用に、各人に一定の基準で割りをかけた。18名の「ふけ中井出仲間」では稲100石につき銭47文という割合であった。また、用水に関して「水米」という決まりがあった。これは取水権をもつものから、その権利をゆずってもらう場合に、その代償として支払う米のことである。

(例) 嘉永7(1854)年正月、吉川村利兵衛は同村の清治郎に対し、毎年水米2斗を受取るうえは、どんなに日照りが続いても、川水を引取ることに対して、一言も文句をいわないという一札を入れている。(吉川村文書、差し入れ申す一札のこと)

## 第2節 水論

植付けにも順調に雨が降り、養い水にも適当にまわれば良いが、一度旱になり水不足になれば、同じ村内や、隣同志でさえも水けんか（水論）に発展した。当地区では組織レベルの水論史料はない。この節では吉川村と高山村でおこった、個人レベルの論について紹介しておく。

### ①吉川村の場合・文政5（1822）年

場所は吉川村字ひらい地先。ことの起こりは当村の仁助と同じく覺右衛門との間で起こった。

（覚右）仁助さんは、「下  
ひらい」にある自  
分の田の用水余り  
水を、さらに自分  
の田に引き入れて  
いる。この水は私  
の堰に入れること  
に決まりがあり、  
こんなことやられ  
たら、私の田地は  
やっていけまへ  
ん。



写真1 豊能・吉川地区的景観

（仁助）そりゃ、おかしい。

自分の田の水を自分の田に入れて何が悪い。他人に非難されることではおません。事実、こういうやりとりがあったかは不明だが、これ以上は詳しく述べない。結局、二人の論は村役人の調停でおさまり、一札を取り交わして解決している。

### ②高山村の場合・文化5（1808）年

この件は水論という程ではない。当村の作兵衛さんが平右衛門さんの水を、勝手に引きとってしまったという話である。しかし「咎め」として一札入っている。「この度、私勝手に任せ井堰の上みにて少々あて私田地へ水引き申候所・・・然る上は向後相止め可申候、自今急度水引申間敷候。」

この件は、当人同士で話し合い決着がついている。水論とはこのように解決すればまず平和なものである。

### ③高山村の場合・嘉永6（1853）年

当村の治左衛門の用地のそばには2ヶ所の湧き水があった。この年は干ばつで、当人が掛け桶によって水を引いたため、水下の平右衛門が高瀬藩に対し、これを止めるよう訴えた。この一件は村屋の取扱いによって解決している。その際の取り決めは次のような内容であった。「2ヶ所の水はそれぞれ1ヶ所づつ用水する。ただし、平右の用水はこの水だけに頼っているので、田堀えのときは水まわりが悪いので、平右が頼んできた際には、

必要な水を渡すように・・・云々」そもそも、湧き水に関する権利は用地者にあるが、この取り決めでは、水下の平右の主張がかなり取り入れられた結果になっている。

### 第3章 能勢地区の水利と水論

#### 第1節 当地区的水利状況

当地区では、各村の水利灌がい状況が、次のように「村明細帳」に書きのこされている。

つまり、用水を得るためにには、村単位で共同して池をつくり、川水を利用して水利施設を企て、稻づくりや作物の生産につとめた。

村名	水利灌がいの状況
宿野村 (高736石)	用水係りとして、村を流れる丹波・諶の両河川を利用。 両川筋が比較的長く、井堰を20ヶ所設けている。 溜め池は岩床、ハケ岡、下水の3池がある。 これらの井堰・溜め池はすべてご普請場で、修理費などは領主方より出されることになっている。
山辺村 (高705石)	山を山内谷より山辺川が流れ、用水に利用されていたが「川幅がせまく、雨大の時には田地にかかり、數度水損を蒙った」とある。溜め池は福西、広福寺谷、坂根の池。川堰などは確かにご普請場ではなかった。
平野村 (高195石)	のた川筋の川ノ口井堰と溜め池2ヶ所がある。 井堰・溜め池ともに御普請場である。この他に自普請の池が13ヶ所ある。 ※村内の水利施設で「ご普請場」という事例は珍しい、年貢増徴などの理由なのか。
垂水村 (高184石)	中井手、縄打、小田の3ヶ所のご普請井堰がある。 ほかに他村に2ヶ所の自普請井堰がある。 溜め池は森ノ下池(ご普請)・3ヶ所の自普請池がある。
神山村 (高221石)	垂水村との境に川堰3ヶ所(うち、1ヶ所は垂水・今西・神山村との立会堰)、池は1ヶ所がある。
福地村 (高245石)	長谷川にかかる井堰2ヶ所(からす森、清水) 溜め池2ヶ所。明細帳には「田方用水掛かりのうち3分が水損場で7分が干損場」と記されている。
森上村 (高170石)	山辺川筋に井堰5ヶ所(頂修寺、溝之上、津、中嶋、塙坪)ある。溜め池は字塙に1ヶ所あり、ともにご普請場である。

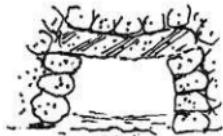
第2表 能勢地区の水利灌がいの状況

#### 第2節 用水施設「がま」について

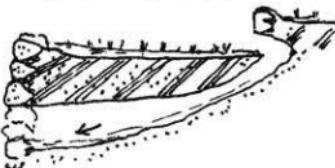
水利灌がいを語るうえで、当地区には珍しい用水施設「がま」が継承されているので、とくに「節」をおこして紹介しておく。能勢・長谷地域の地質は石英閃緑岩の地質である。これは風化がすすむと、上層部は赤褐色の粘土となり、中層部はやや風化の少ない「米土」とよばれる。下層部は岩盤がくずれて密な砂粉状になっている。水はこの下層の傾斜した岩盤を流れているので、掘り井戸タイプでは水は採れない。

そこで俗にいう「横穴」という形で、地表から水平に山腹の岩盤にむけて横穴が掘られ、水の流れている岩盤の水源まで穴が穿たれていく。横穴の入り口は約1メートルであるが、奥

かまの正面図



かまの断面図



第2図 がまの概要図

にすすむにつれて穴は小さく、奥行きの長いものでは、人が這い入ってやっと土掘りの作業ができるくらいである。横穴の長さは一定せず、穴は必ずしも一定ではない。この横穴は個人もちもあり、数人で共有することもある。図のように上の田のがま口から、下の田の水口に落とされていく。要約すると谷川を石垣で囲み、そのうえに耕土をのせて棚田をつくっていく形になる。

「がま」をつくって実際の水田耕作で注意すべきは「うと」である。うととは水田にできる空洞のこと、これは床土の水洩れ、新たな水路の発生などで出来る落とし穴である。うとによる人間や牛の被害もあったようで、春の出勤のまえに、まず鍬で地面を突いたり叩いたりで「うとさがし」をして、牛を田に入れる。

第3図は氏神さんの前で行う  
「うとさがし」の神事である。い  
うなれば田の「安全点検作業」  
ともいるべき大切な行事であつ  
た。

町の教育委員会（町史担当者）  
のお話によれば、最近では「ほ  
場整備事業」により、灌がい施  
設も改良され、「がま」施設もか  
なり減少している・・・とのこ  
とであった。但し、「うとさがし」  
は、現在でも毎月5月に、長谷  
の八坂神社で、所作ごとが行わ  
れている。



第3図 八坂神社の「長谷のおん田」行事

### 第3節 水論の展開

水論の展開について『能勢町史』の記述をもとに述べてみる。

#### ①能勢氏と丹波4ヶ村の争い

「犬甘野村由緒書」によると、慶長9（1604）年頃丹波国桑田郡の大飼・南条・西条・重利の4ヶ村は「堀越峠一帯から東方の丹波へ流れる水を、能勢氏が新しく水路を掘って、西の倉垣村へ流そうと企んでいる・・・」と、能勢（頼次）摂津守に掛け合った。当時、丹波の国であった犬甘野村出百姓に地（現在の杉原地区）を交換で手に入れ、水路をつくり倉垣村に水を引こうという計画を、能勢氏は考えていた。

4ヶ村の異議に対し領主の頼次は、「わが領地でどこに水路を設けるかは、他領の百姓ごときが知ったことか」と答えて、理不尽にも百姓たちを打ちやくし、傷を負わせてしまった。そこで4ヶ村代表は速やかに将軍徳川家にこの事を訴え、つぎのように裁決、決着した。

「南条村は2町歩、西条町は1町余歩の池をつくり、干ばつに具えることを条件にして、堀越峠付近の水を倉垣村に流す」という内容であった。この論は延宝年間（17世紀後半頃）にも再燃しているが、これは山論にまで発展したものであった。

#### ②倉垣村・地黄村の乗坂池水論

寛政12（1800）年・倉垣村は用水差し障りの件で地黄村を相手に訴えた。訴えられた地黄村の言い分では、「当村が真如寺谷奥に2~30分間の横穴を掘り、池ヶ谷の水をとり集める企みをしている」と訴えているが、近年の干ばつで「扇かずえ」というところに、横穴を掘ったが水は出でていない。たとえそこから水が出てても、池ヶ谷から谷を隔て南に5.6町あり、池ヶ谷の水筋ではない」と反論。

倉垣村はかさねてつぎのように訴えている。「地黄村の用水溜池は地は小池にかかわらず、広く堀り上げ練り土を入れ、切ヶ谷からの水を、この池に引き取るようにし、倉垣村に流れる水を差し止めている」と互いに自村の主張を繰り返し、ひるし谷の大石を地黄村のものが掘り出して、その土砂が流れ出し、川筋や田地に流れ込んでいるとの訴えも追加され、論は長引いてしまった。

この争い地元での調整がつかず、発端から20年余りもたった文政6（1823）年6月・大坂町奉行所から



第4図 摂津・丹波の国境図



第5図 乗坂池位置図

次のように裁許が出された。「乗坂池は元のごとく埋め立て、堤を築き直すように…云々」この裁許に対し、両村は早々にとりかかり、元のように普請できたので、相方役人立会いのうえ、相互に異存ありませんでしたとの一札を出し落着している。

#### ③乗坂池争論が再燃する。

先の裁許があつて落着をみた文政6年10月・その月に地黄村の者が堀越山の山林に立入つて、柴木を刈つたとして、倉垣村民が押しかけて騒動になっている。論のおこりは「山論」であったが、両者は乗坂池の用水もかけて争っていた。この論は文政9（1826）年11月・取扱人によってやっと和談で解決した。

解決の要点は、（ア）両村がそれぞれ領域を分けて伐採すること、（イ）倉垣村が採木する字藤谷の分は、地黄村に相応の年貢を差し出すこと、（ウ）地黄村は山内の土留を施せば、倉垣村の用水に支障もなくなり、双方申し分ない。

以上で相方が連名・連印して訴えを取り下げている。その後、論をおこしていないが、明治に入って倉垣村から堀越山内にかけて、新田を開きたいと申し入れているが、地黄村では断りの返答をしている。

#### ④長谷村と垂水村の大海井堰論

垂水村では村を横断する長谷川の用水と、ほかに長谷村の大海井堰・山田村の井手からも水掛かりを受けていた。白村の溜池は4ヶ所。しかし、この用水だけでは「田方七分が旱損、三分が水損場」で、田畠は次第に荒所になっていると嘆いていた。

このような状況下で、日照りが続くと当然に水の取り合いが発生する。文政6（1828）年夏・垂水村は長谷村に、大海井堰用水の番水を申し入れた。長谷村では相談の結果「当村の田地へは水が横筋にあてられ、砂地のため水もちが悪く、水口を離れる田地は旱損となっている。とくに今年は当村では、水損がひどいので、番水は受けられない」と返答している。

この件では争いまでは発展していないが、日照りがつづき、旱損になれば村々の駆け引きが、村の成り立ちを左右することになる一つの実例である。

#### ⑤稲地村と森上村の久保井手井堰の争い

久保井手井堰は長谷川にあり、川下の森上村・字順礼堂井堰の上手にあった。嘉永7（1854）年、森上村は稲地村の領主・高柳藩役所に対し次のように訴えた。「稲地村は新規の久保井手井堰を取り払うよう…」しかし、稲地村はこの訴えに対し、下記のように返答書を出している。

（ア）訴えられたこの井堰は、宝曆8（1758）年からの御普請場であり、天保3（1832）年のときは森上村から多数押しかけ、堰を切り落としたので、自村からも多数出て押し止めたことがある。

（イ）前年（嘉永6年）は旱ばつだったので、井堰の普請を行ったところ、森上村から新規のことと抗議があり大事になりかかったことがある。双方の約定ができるのに、用水の不要になった9月には「新規の井堰取払い」を、惣代宿野村に願い出ている。

（ウ）今年に入って再び惣代に「取払い」を願い出、当分の間は分水でということになっていたのに、分水不承知で、森上村百姓が井堰を切落としている。

（エ）当分、森上村への分水は不承知であるが、惣代の説得を受け入れたのに、井堰を切

り落とし、年貢にも差し支えることは不都合である。この井堰は元来からご普請所であり、新規ではないので、森上村の空論をとり止めてもらいたい。

水利権がいの約束で、最もタブーとされていたことは、盜水と新規なものを設けることなどである。この争論ではこのうち新規に井堰を設けたか否かが対立点になっている

る。森上村は新規の堰とみなし、稲地村は古堰が中継していたもので、新規ではないと主張している。宝暦年間の残置文書も稲地村から提出され、高槻藩では分水の対談をするように裁かれ、双方承知して帰村したが、その後話し合いはまとまっていない。翌年、安政（1855）年・片山村・順礼堂田主らの仲介で和解が成立している。

以上、両地区における水論の経過をのべてきたが、概して豊能地区における事例は少なく、こうした紛争がうまく処理されているのかもしれない。ともかく、両地区的産業の基本構造が農業生産にある限り、農業用水の確保は重要なことであった。故に稻作りのはじまった古くは弥生時代から、水の紛争の歴史はあったと考えても過言ではない。

わが国では律令から中世時代に入って、水論の激しさも相当なものであった。著名なものに、紀伊国の高野山領名手莊と粉河寺領丹生屋村の水論。同じく紀伊国の根來寺と円福寺の水論で、戦死者が700人に達したという。また、近江国の上坂・三田村両莊間の争いでは、水論合戦で600人の犠牲者が出ていている。近世になると、中世のような武力衝突はなくなるも、全国的に発生件数は多くなる。近世では農民に対する領主的支配も確立し、農民同士の武力的な対立は減少するが、依然として農業用水の利権をめぐって、組織的な対立、村内の対立または個人レベルの争論は絶え間なかった。

大阪近郊において、村同士の水論の末に、農民が悲惨な結末に終わった事例を報告してこの節の結びとする。

①猪名川水系から取水して農業用水を利用していた大井組と三平井組（両井組とも現在尼崎市内）は、日頃から堰の設置問題で対立していた。

文禄元（1592）年は干ばつの年になった。両井組は井堰の新設の件で対立になり、ついにその年の5月、両方の農民が大挙して猪名川原で、槍・なぎなたを持った大乱闘をおこし、さながら農民一揆のようであったという。

この時、領主大谷氏が文禄の役で不在であり「領主不在のおり、国郡をさわがせた罪は重い」として、前田利家の裁断で、両井組の代表たち庄屋ら7名は、京都四条ヶ原で斬罪にな



写真-2 能勢長谷川の流れ  
(現在河川改修されて古い井堰はない)

っている。

領主大谷氏はこのとき「水争いは武士が、国郡をとり合うのと同じであるから、百姓を処断しないで欲しい」と、赦免状をおくったが、間に合わず処斷されていた。

①天正19（1591）年の夏、武庫川の分流で、鳴尾郷用水に関して、川上の瓦林村と川下の鳴尾村との間で水論がおこった。この水論の結局、関係村々の代表がとらえられ、騒乱罪のかどで、双方合わせて数十人の農民がはりつけの刑になっている。この2つの事例は、丁度中世と近世の端境にあり、農民の争いごとは領主・権力によって強く介入し、みだりに争うことを禁じていた時代であったため、このような悲惨な結果に終わったのであろう。

## 第4章 雨乞いの行事

江戸・近世の農業の中心はなんと言っても、稲作であった。田の植え付けが終わると、夏日の草取りも辛い仕事であった。

「暁になったか 背中が暑い 笠のウラまで 日がまわる」（能勢の草取り歌より）  
この草取りと難儀なことは「水」の確保であった。大雨になれば悪水に悩み、一度旱になれば水不足で、農民の苦労は絶え間ない。

「なんとしようぞ 交野の月やけ 下の田を見りや うらやまし」（枚方民謡）

収穫に近くになると、害虫の発生・虫送りが行われた。

「田に虫付 諸方虫送り仕候 太鼓、鉦に面 村中出る」

稲作りに励む農民にとって、水の問題は死活問題であり、このことが村の共同体を結束させる一つの理由にもなった。一度、日照りが続くことになれば、まえの章のように、水論も立ち騒いだが、農民は水を求めて、天を仰ぎ神仏に祈った。とくに近畿地方は、瀬戸内気候型で日照りが多く、地形的に利用できる河川は殆どなく、周期的な「水不足」に悩まされていた。

そのため、大阪府下では北から南の一帯にかけて、降雨を求めた「雨乞い」の記録が多い。ここでは農能地域で行われていた事例について調べておく。

### 第1節 「覚帳」が語る天災記録

まず、当時の天候がどのようなものであったか、「年代記覚帳」によって確かめる。

「年代記覚帳」より

（期間は明和7（1770）年から文化6（1809）年ころまで）

☆明和7（1770）年 旱魃、小川掛りの田稻実入りなし、井手掛けは豊作

☆明和8（1771）年 夏大旱魃、秋作実入り5・6分入り、殊のほか難渋

☆安永3（1774）年 旱魃にて麦不作、緑生えかね、ふき口よくない

6月・9月に大風あり、のち早起き

☆天明2（1782）年 7月・8月に洪水、大風 稲作5・6分 緑皆無

☆天明4（1784）年 米相場上がり飢え人あり 稲作8・9分 麦中作

☆天明6（1786）年 土用日照りなく稻作半毛 麦作も半毛

この年66カ国うち62カ国が不作大凶作といふ

☆天明7（1787）年 飢え人あり、御役所へ願い出、扶持米が下された

☆天明8(1788)年	3月大洪水 麦作流れて役所より見分あり
☆寛政元(1789)年	麦作甚だ悪く3分作 5月大旱魃、雨乞い少々の雨 大洪水・うんか・いもちで8分くらいの作
☆寛政7(1795)年	殊のほか凶作
☆寛政11(1799)年	麦作は豊作 稲植付け済ますも旱魃 大雨大風・虫・いもちで不作 畑作分は大旱損で皆無
☆享和元(1801)年	五穀実りはよくない 稲・麦ともに7・8分作
☆享和2(1802)年	米作5・6分作 世上一統極難儀
☆文化4(1807)年	5月下旬洪水で水損 9月大風洪水

(年代記覚帳・八木隼人氏文書) 『能勢町史』より

この記録は、近世中期の宿野村地方の記録の一部である。地域的には豊能地域全体と認識しても大きな差はないだろう。記録された約40年間に、豊年とされている年は6年分、悪作、凶作、難渋とされた年は14年分もあり、作柄の良い年は少なかった。

「覚帳」は僅か40年の間でも、このように当地域をくまなくした天災のもようを記録していた。

### 第2節 三草山の雨乞い

当地域では、両地区にわたって雨乞い神事が行われていた記録がある。はじめに三草山での例を順をおってのべてみる。

#### ①三草山に参加した村々

大里・上杉・平野・稲地・神山・長谷・垂水・山田・今西・森上と兵庫県の仁部・阿古谷などの村々。

#### ②行事のはじまり

まず琵琶湖の竹生島に「火」を貰いに行く  
大役を果たす。交通の便の少ない時代で、  
選ばれた2~3人がリレーで運ぶ。夜も眠  
らざり走り、水も食も絶って走ることがあ  
った。

#### ③村民は雨乞いの日、未明から弁当、水鎌、 松明をもって山に登る。

#### ④日の出前後までに、下草や柴を1人4~ 5束ずつ千束以上を集める。

#### ⑤径1尺程の松の木を芯にして、千束の柴 を14~5米ほどに積み上げ、その頂上に八 大魔王の御幣を立てる。

#### ⑥この千束柴のまわりに、各村がそれぞれ 神棚をつくり、雨乞いの祈祷をする。この 後、再び村の神宮、僧侶、山伏等の祈祷が はじまる。村人も一齊に「雨をサービ 八



写真-3 千束柴が焚かれた三草山を望む

大竜王」を繰り返し千束柴のまわりで千度を踏む。

⑦山の麓では昼前に、竹生島の火が寺院や集会所につく。村役は火ダネを背負って山頂に向かう。

⑧火ダネがつくと各村の祈祷所に火が移される。午後過ぎると最高潮に達し、人垣は三重四重になり、鐘、太鼓も鳴り響く。

⑨夕刻になると、「雨よサーゲ 八大竜王」と唱えながら、各松の松明で、千束柴に火がつけられる。火は天を焦がし、燃え上がる音、ホラ貝、鐘、太鼓の音は天にも上る。

⑩神事が終わっても司祭者の指示があるまで下山できない。雨が降るか、見込みがつくと、はじめて下山の指示ができる。あとは天狗にくべられると、一目散に山を駆けくだったという。飲まず食わずで火ダネを走らせ、終いには山を駆け降りる姿は、想像してもユーモラスな結末がイメージできる。しかし、この雨乞いで雨は降ったのか。そのことも記録に残されている。



○宝曆4(1754)年 大旱魃 5月より雨不降 雨乞い漸く7月雨降る

○天保10(1839)年 夏旱 雨乞い願済み 9月神様へ花火獻

○文久元(1861)年 6月 雨乞い夕立仕村人悦び万灯お神酒仕候

- 明治10(1877)年 早魃 行者山にて雨乞い降雨あり 村人多数参詣
- 明治16(1883)年 大旱魃 7月雨乞い(2度にわたる) 大雨す
- 大正13(1924)年 大旱魃(三草山で3回の雨乞いの記事あるも降雨なし)
- 昭和30(1957)年 雨乞いの記録あるも結果の記録なし

八大竜王のおかげが、当然的な自然現象か。吾々は竜王の力による成果だと信じたい！  
以上は、能勢地区の内容である。豊能地区については、町史に次のような記録がある。

#### ○吉川地区

千束柴の雨乞いもした。竹生島まで水をもらいに行き、川や池に注いだり、氏神さまにお百度をふみ、雨が降るようにお祈りもした。

#### ○寺田地区

日照りが続き、池に水がなくなると、柴をもちより、コウノ山の頂上で大火を焚き「アメフラセ」と雨乞いをした。雨乞いは区長命令で行った。

#### ○木代地区

地区には鷹岡山に「雨乞いの松」とよばれる松がある。昔、干天の時は村民がこの木の下で雨乞いをしたという。

先にも述べたように、この近畿地方だけでも雨乞いの歴史的記録や、雨乞い踊りは数多く残っているが、次のような記録もあり、珍しいことなので掲げておきたい。

「降雨少ニシテ用水潤沢ナラサルニヨリ昨今雨乞ト唱工諸人群集鐘鼓等ヲ鳴ラシ雨ヲ神仏ニ祈ルノ往々有之、右ハ音ニ寸益無之而已ナラズ目下惡疫流行ノ折柄、暴飲過食等ノ爲忠ヲ誘導シ大切ナ命ヲ棄ルノミナラズ、若該病蔓延ニ至ルカ如キコトアラハ此上之如何ナル慘状ヲ頻出スルヤモ測ルヘカラサルニ付、右等企謀ノ事ハ篤ク諭止可有之此旨訓旨示候也

明治19年8月16日

豊島・能勢郡長」

村が雨乞いの執行にあたり、役所に申請する文書は多いが、お上が禁止する通達文を見たのはこれが初めてである。やはりこの時期何らかの理由が発生したのかもしれない。

なお、雨乞いこと初めは宝曆4(1754)年で、昭和30(1955)年をもって終わりを告げている。

#### あとがき

調査の途中で、能勢町の知人Fさん（現在農業を営んでおられる）を訪ねて、三草山や長谷川の周辺を案内して戴いた。

この周辺も昭和から平成13年までに、府営の「ほ場整備事業」が完了している。そのため、史料にのこす水論の中の、取水堰も河川改修でその位置も定かではない。

勿論、「水さわぎ」など小さい時から、聞いたことがないと、Fさんは笑っておられた。このことは、日本の稲作全体が減退・都市化により、水掛かり面積が減少したこと、ほ場整備などにより農業用水路が整ったことが、その主な原因であろう。

まして、「雨乞い神事」など聞くことはない。神がかりなことは「近代科学」には無縁なのか。実は「雨乞い」には地方ごとに、雨乞い踊りや、民謡などが存在していた。しかし、神事の消滅とともに、このような文化的な遺産も殆ど残されていない。惜しむべきことである。

「能勢地方」といえば、これまで「寒い」と「遠い山の中」というイメージがいわれてきた。しかし、豊能町でも住宅開発がすすみ、住み良い環境がつくりられつつある。能勢町は独自の自然環境を多く残して、ふる里志向の豊かな町でもある。

この地域がそれぞれの町の特色を発展させながら、次の世代に残せる"町"に成長していくことを望んで終わる。



写真-4 長谷川に立つ「ほ場整備事業」の記念碑

#### 参考文献

- 大阪府史
- 豊能町史
- 能勢町史
- 豊中市史
- 川西市史
- 尼崎市史
- 日本地名大辞典
- その他

# 有舌尖頭器の研究史

小鷗 均

## はじめに

有舌尖頭器<sup>1)</sup>は、かつては「無土器文化と縄文文化の過渡期に出現する主要な石器の一つ」(小林 1961, pp. 49-50)として認識されていた。したがって、当該石器の研究は、旧石器時代の終末と縄紋時代の始期との間隙をうめるものとして、旧石器時代の終末期の研究並びに縄紋文化の起源の探求という両面から研究が進められた経緯がある。

当該石器の研究の累積は、この石器が注目され始めて以来<sup>2)</sup>相当なものがあるが、いまだ「幻の石器」として時間的位置付けや系統等が不明なままである。特に、近畿・中国地方では、それ相応の出土数がありながらも、単独出土例がほとんどで遺構に伴うものや土器を伴出した事例が僅少であるため、その傾向は強い。

本稿では、これまでの有舌尖頭器の研究を概括し、研究略史を提示することを目的とする。有舌尖頭器の新たな研究の新局面を拓くために、研究史の回顧がまず必要であると考えた次第である。今後の研究の資料となれば幸いである。

## 有舌尖頭器の研究史

有舌尖頭器の研究は、多くの研究者による長い間の累積がある。以下では、これまでの主要な研究を概括する。ここでは、便宜上、これらを3期に分けて述べてみる。

### (1) 有舌尖頭器の黎明期（1958～1972）

有舌尖頭器は、1958年の北海道蘭越町立川遺跡の発掘調査において「立川型尖頭器（立川ポイント）」として確認された（吉崎他1960）のを嚆矢とする。それ以前においても、同様な形態の石器は「大石錐」（中川編1926）、「大なる石錐」（大野1897）等として認識され、本州島でも報告されていたのである。

昭和30年代には、小瀬ヶ沢洞窟や柳又遺跡の調査において特徴的な形態をもつ有舌尖頭器が発見され注目を浴びた。小林氏は、これらの調査結果を踏まえ、大型石槍、大型局部磨製の片刃石斧等とともに、有舌尖頭器を「無土器文化と縄文文化の過渡期に出現する主要な石器の一つ」（小林前掲）として位置付け、その機能の推定を行なうとともに、北海道と本州の有舌尖頭器の組成や形態の差異を時期差として捉えたのである。さらに、「有舌尖頭器を時間的にも空間的にも正しい位置に据える努力が払われれば、無土器文化の終末と縄文文化の発生との間隙もやがて埋められてゆくに違いない」（小林前掲）と当該石器の研究の方向を明示した。

1966年には、山崎氏により北海道の有舌尖頭器が考察される（山崎1966, pp. 31-42）。当論文では、北海道の有舌尖頭器の時間的な位置付けやその性格を探求する目的で、資料の紹介・集成および伴出石器について考察がなされている。

同1966年には、有舌尖頭器を研究する上で、欠くことのできない論文である岸沢氏の論

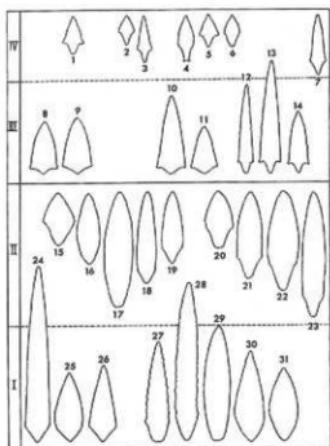
(芹沢1966) が発表される。当論文は、有舌尖頭器の研究の方向付けに重要な意義をもつてゐるので、やや詳細に述べてみる。当論文では、「本ノ木問題の解明を第一の目的とし、ついで有舌尖頭器の分類と編年にかんする試案を提出する」(芹沢前掲) と明言されているようすに、当時の学界の論点であった「本ノ木問題」<sup>1)</sup> の解決を第一義とするものであり、有舌尖頭器の分類と編年は、旧石器時代終末から縄紋時代の始期に及ぶ過程の考察を行う手段となっていた。著名な「本ノ木問題」については、多くの研究者によって触れられているのでここでは取り上げないが、当時の学界の状勢を芹沢氏自身の見解により記しておく「…たまたま本ノ木遺跡の尖頭器をめぐって発現したことではあるが、その根はきわめて深いところにある。それは世代のちがう考古学徒のあいだによこたわる大きな溝の一端でしかない。縄文土器の起源、いわゆる「植刃」の真偽、細石刃文化の存否、後期旧石器および前期旧石器の認定、関東ローム層の年代など、あらゆる面にわたって根本的な見解の相違がそこにみられるのである。山内博士と筆者の対立は、そのような溝の彼岸と此岸とを象徴的に表現していると考えてよいであろう」(芹沢前掲)。

さて、芹沢氏のよって提示された有舌尖頭器の全国編年(第1図-1)では、有舌尖頭器が全体として一連の発展系列にあるものとして把握され、北海道から本州・四国の資料を対象として土器搬出の有無によって二大判別を行い、それに大型から小型、鋸歯状側縁、舌状突起の発達という観点より、I~IV期に分類された。本ノ木資料は、有舌尖頭器の始源の形とされ、北海道の立川ポイントと中林資料は時間的な並行関係をもつものとして捉えられている。

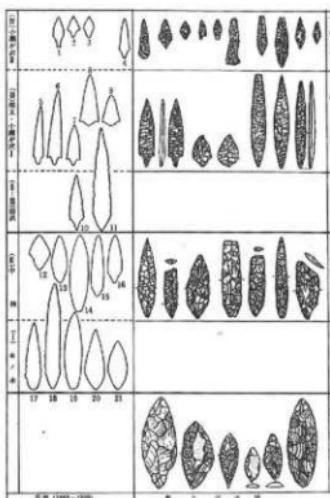
芹沢編年への批判は、大井氏によって展開される(大井1970, pp. 119-135)。大井論文では、まず、芹沢論文が「本ノ木問題」解決のきめ手にはならず、石器組成・石刃技法の有無、形態の差異から中林資料と立川ポイントは「全く系統を異にするものとして理解されなければならない」(大井前掲) とし、芹沢編年について、それが層位的な裏付けを持たず、さらに大型→小型、鋸歯状側縁の発達をも矛盾を含むものであり、その「編年はほとんどその論拠を失う」とし、中林資料の編年の位置付けを否定している。そして、有舌尖頭器群の発生母体を瀬戸内技法あるいはその系統を引く横打ち技法を技術基盤とする石器群に求めるとともに、有舌尖頭器群と細石刃石器群・神子柴・長者久保石器群との時間的位置付けや関連、さらには隆起線紋土器の伝播をも考察の視野に入れ、広い観点から縄文文化の成立過程を論じている。

石器製作の技術基盤から有舌尖頭器を考察するという大井氏の視点は、石器研究の基本的手法として看過すべきものではないであろう。また、大井氏の芹沢論文に対する批判は辛辣であり、氏の指摘どおり「充分な論拠を持たなかった」(大井前掲) 芹沢編年であるが、資料の増加した現在でも、その基本的な枠組みは否定されるものではなく、以後の研究の基本資料として活用されていくこととなる。

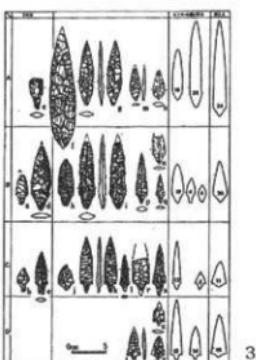
芹沢論文は、日本各地の有舌尖頭器を集成し、広域編年を成し遂げた点、及び有舌尖頭器がひとつの系統文化に属するという点で注目すべきものがある。有舌尖頭器研究には、現在でも看過できぬ必須の論と言える。当論文により、以後の研究において中心となる「編年研究」の方向づけがなされたと言っても過言ではないであろう。



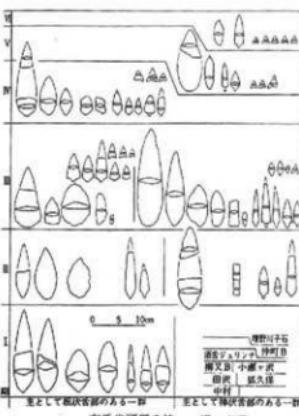
各研究者の有舌尖頭器の形態分類 (Classification of Trilobite Pygaria)  
 1. Sone, 2-5. Hudleston, 6-8. Karpovskiy, 9-11. Tsepelova, 12-14. Karpovskiy,  
 15-17. Karkaralov, 18-21. Nekrasov, 22-23. Nekrasov, 24-26. Narita, 27-31. Matsukai. 1



2



関東北の有舌尖頭器の形態分類 a, b : 北海道  
 - ダニカルシナイト c, e : 北海道・立川市 d :  
 立川市 f : 神奈川県 g : 山梨・弓削平 h : 青森  
 - 川内 i : 山形・上野山 j : 山形・寒谷 l : 山形・一ノ沢岩層 m : 富士山・御山 n-o : 富  
 士・御坂層 p : 神奈川県・丹沢山 q : 神奈  
 川・立川山 r : 神奈川県・花井山 s : 神奈川・上野  
 2 : 長野・飯田 (以下は井戸名 1968年 5図に上る) t :  
 19: 長野・中井 4-6, 19-14: 新潟・小糸沢井  
 24-26: 福井・鳴鹿 26: 新潟・本ノ木 10-11: 長  
 野・飯坂



有舌尖頭器を持つ一群の変遷

4

第1図 各研究者の有舌尖頭器の形態分類・編年 (その1)

1. 芹沢編年 (芹沢1966) 2・3. 加藤編年 (加藤1978・1986) 4. 森島編年 (森島1986)

一方、小林氏は、「石器研究の一方法論の確立を指向する」ものとして「範型論」を提示する（小林1967, pp. 269-276）。『範型論』では、有舌尖頭器の器体幅と身部・舌部長の比率による統一的な処理方法、それを用いた形態模式図化、石材、製作技術等、おおよその分析要素による形態分類をもって「範型」という概念を提示する。この「範型」の概念は、それを保有するひとつの単位集団のまとまりを表すもので、「一つ一つの範型のひろがりやながれ、さらに範型の組み合せを検討していくことによって、単位集団相互の時間的空間的な関係の粗密をより具体的に理解する」（小林1967）ためのものであった。氏の「範型論」は以後の研究の主流とはなりえなかつたが、基本的な分析手法は以後の研究にも受け継がれていくことになる。特に、有舌尖頭器の分析要素として石材や製作技術へと目を向けたことに注目すべきものがある。

1972年には、機能面から有舌尖頭器を探求した鈴木氏の論文が登場する（鈴木道1972, pp. 10-20）。当論文では、愛媛県上黒岩岩陰遺跡出土の有舌尖頭器と石鎚・木葉形尖頭器の大きさ・重量の比較検討並びに石鎚の登場とともに退化をはじめるという有舌尖頭器の形態の変遷を通じて、有舌尖頭器の機能・用途を「投槍」と論証した。さらに、当時の動植物層を考察して、狩獵対象及び投槍獣から弓矢獣への変遷という狩獵活動の実相を追求している。有舌尖頭器の機能は、その形態から漠然と投槍として論じられていた<sup>4</sup>が、具体的な数値データーを用い、狩獵具の変遷過程から有舌尖頭器の機能を考察するという画期的な視点は高く評価しなければならないであろう。

## （2）黎明期以後の研究（1973～1992）

有舌尖頭器の研究の黎明期では、旧石器時代と縄文時代の間隙をうめるひとつの探求手段であるという姿勢のもと、有舌尖頭器の研究が行われてきた。その論点も、編年・機能・製作技術等、基本的な項目は出揃ったようである。黎明期以後は、それらの研究成果を継承しつつ全国的あるいは地域的な視野から研究が進められた。前者としては、白石氏（白石1976, pp. 5-12・pp. 7-13 1988, pp. 65-80 1992, pp. 227-247）、増田氏（増田1981, pp. 27-52）、高橋氏（高橋1983, pp. 147-162）、栗島氏（栗島1984, pp. 50-82 1991, pp. 6-12）、後者では、安達氏（安達1975, pp. 221-241）、加藤氏（加藤1978, pp. 30-38 1986, pp. 11-15）、森嶋氏（森嶋1986, pp. 16-20）、横山氏（横山1986, pp. 6-10）、鈴木氏（鈴木道1986, pp. 3-19）、西口氏（西口1992, pp. 86-106）等の研究が主要なところである。まず、後者の研究にふれておこう。

1975年、安達氏は、萩平遺跡の出土資料の分析をもとに、石器群の組成及び構造に土器伴出の有無という観点を加え、中部・東海地方の有舌尖頭器の変遷を「萩平型」→「柳又型」→「酒呑型」という流れでとらえた（安達前掲）。加藤氏は、芹沢編年を基礎として、上越・北陸地方の編年を本ノ木→中林→田沢→小瀬ヶ沢Ⅰ→小瀬ヶ沢Ⅱとらえ、最上川流域の有舌尖頭器の編年案を提示した（加藤1978, 第1図-2）。

1986年には、学界誌で「有舌尖頭器」が特集として取り上げられ、これまでの研究成果をもって、各地の有舌尖頭器が概括された。加藤氏は、関東以北の有舌尖頭器を「立川系」「本ノ木系」「小瀬ヶ沢系」「柳又系」列の区分により13類型に形態分類を行うとともに、

その形態変遷、機能及び獲物、出現及び終末、組成製作址等多角的な面から考察を加えた（加藤1986、第1図-3）。

森嶋氏は、本州中央部の有舌尖頭器を対象として、型式、分布に検討を加え、伴出する石器群及び土器群を包括したVI期区分による変遷を提示した（森嶋前掲、第1図-4）。横山氏は、北海道の有舌尖頭器について、3種の形態分類によりその分布・石器組成について論じ、北海道の有舌尖頭器の特徴として、石刃技法の存在と細石刃石器との共存をあげている（横山前掲）。

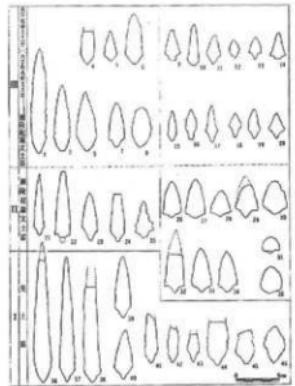
鈴木氏においては、千葉県新東京国際空港No.12遺跡出土の有舌尖頭器の形態分析を通じて、南関東の有舌尖頭器の変遷過程を「南大溜袋」→「前田耕地」→「南原」→「八ヶ上」段階という4つの階級としてとらえた（鈴木道1986）。「祖型」の概念を用いて有舌尖頭器の「型式」間の関係を考察した点に注目すべきところがある。西口氏は、近畿地方の有舌尖頭器の形式・編年・分布を論じるなかで、その出自を瀬戸内海沿岸と推定するとともに、押型文土器の時期まで残存する可能性を指摘している（西口前掲）。

次に、全国的な視野から有舌尖頭器を論じた研究について述べる。白石氏は、1976年論文で、槍先形尖頭器全般に及ぶ考察のなかで、芹沢氏以来となる有舌尖頭器の全国編年を発表した（白石1976、第2図-1）。その論文の骨子は、「小瀬ヶ沢形」「柳又形」による二大大別、伴出土器編年及び石器組成を根拠とした全国的な編年の提示である。当編年が芹沢編年と大きく相違する点は、関係の不明瞭な北海道の有舌尖頭器を除外したこと及び本ノ本資料の位置付けについてである。当論文は、有舌尖頭器という枠にこだわらず槍先形尖頭器全般の考察のなかで有舌尖頭器を扱ったことに意義がある。又、「小瀬ヶ沢形」を古、「柳又形」を新とし、前者の形態が後者の形態へと影響を与えたという系統論的考察は看過するべきではないであろう。

白石氏は、1988年には増加した資料をもって有舌尖頭器を再論する（白石1988）。当該論文では、日本各地の有舌尖頭器を「中林形」、「萩平形」、「小瀬ヶ沢形」、「見立溜井形」、「花見山形」に分類し、その分布や盛行する時期について言及するとともに、南関東の有舌尖頭器の変遷について伴出する陸起線紋系の土器とともに考察を加えている（第2図-3、第3図）。

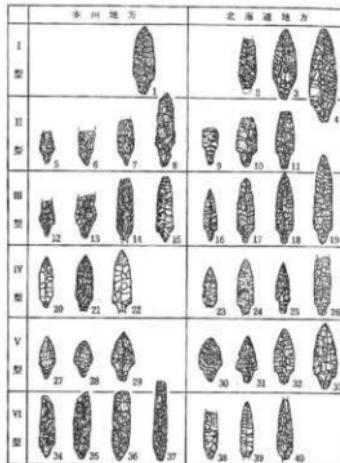
さらに、白石氏は、地域的な視野から、有舌尖頭器に論及する（白石1992）。当論は、「有舌尖頭器の分布を通して、機能・用途そして生活の様相を捉えることを目的」（白石1992）としたもので、神奈川県下の有舌尖頭器の資料の集成を行うとともに、その出土状況により製作址と消費地（狩猟場所）を論じており、さらにその機能を「投げ槍と弓矢に介在する機種」として位置付け、「投槍具」の使用を推定している。

増田氏の論も見逃せない。氏は、舌部形態により有舌尖頭器の4種類の形態分類を行い、伴出土器編年を根拠として編年案を提示し（第1表-1）、4種類の形態の消長を考察した（増田前掲）。さらに、小林氏の論（小林1967）を一歩進めて、舌部・身部長比率の統計的な処理方法により「型」の実相を追求するとともに、「型」地域性に論及している（増田前掲）。また、近畿地方の有舌尖頭器について分布や形態の考察に特別に稿を割いている。高橋氏は、有舌尖頭器製作の最終調整によって器面に表れる「斜状並行剥離」に注目し、その特徴的な剥離方法と平面形態との関連について考察するとともに、その分布の中心が、東海地方から



古河大刀原の石器群  
1-3: 新潟県木ノ本  
4-6: 寒川  
7-9: 木曾川  
10-12: 山形県日向  
13-16: 山形県小国  
17-18: 岩手県雄物川  
19-20: 岩手県八戸  
21-25: 新潟県小千谷  
26-28: 長野  
29-31: 新潟県不動川  
32-34: 新潟県糸魚川  
35-40: 新潟県中越

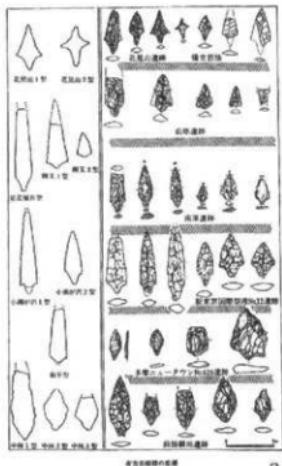
1



北海道及び本州地方出土の立川系有茎尖頭器

(参考) 1. 白成坂遺跡(3-4、11-29-30)、日向新地(5-7)、近ノ平(8)、  
2. 石見郡(9)、伊勢郡(10)、伊勢(11)、伊勢(12)、伊勢(13)、伊勢(14)、伊勢(15)、伊勢(16)、  
3. 佐渡島(17-19)、栗原(20)、栗原(21)、栗原(22)、栗原(23)、栗原(24)、栗原(25)、栗原(26)、  
4. 丹波守(27-29)、多摩N-T(28-31、36)、根室丘陵(29)、タチカルシュ

2



古河大刀原の石器群

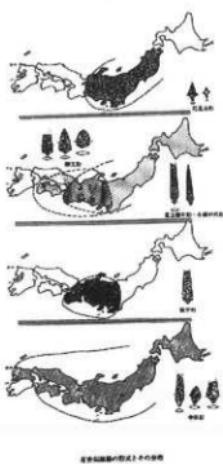
3



4

第2図 各研究者の有舌尖頭器の形態分類・編年(その2)および分布図(その1)

1・3. 白石編年(白石1976-1988) 2・4. 栗島形態分類・分布図(栗島1984)



第3図 各研究者の有舌尖頭器の分布図(その2)  
白石分布図(白石1988)

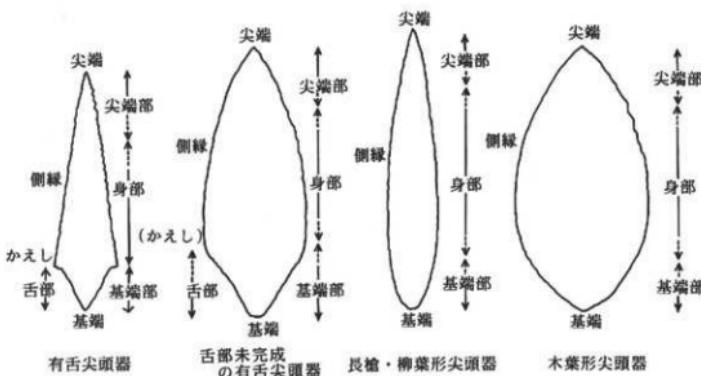
有舌尖頭器の収集試験						
IV	一ノ戸 (B)	横 江 (B)	横 江 (A+B+D)	馬鹿 4 種 (A)	馬鹿 7 種 (A)	
	ハケ上山 (B)	ハケ上山 (B)	ジムリシカ			
III	小瀬沢 (B+C+D)	南 岩 (B+C)	又 (B+C+D)	上瀬谷 2 (B-C-D)		
II	鳴 鶴 (A+B+C)	武 茂 (A+B)	鳴鶴 (B-C)	武 茂 (A+B+C)		
I	宇 跡 (A+B)	可 佐 平 (A)	羽田原地 (A+B)			
	北 鶴	東北 中田北半	南 海	木曾谷	中・西國	

1

有舌尖頭器の編年						
I	北高麗	東 北	國 東	中 日	中 四	九 州
上 口 A	ひつ川氏	前田新地	中村・堀尾			
○ 本 沼 / 平		前田新地	中村・堀尾			
II	羅那丘玉	南 延	三 沢			
斯 文 川	麻衣良木	下野の原	今合・御久			
III (栗島河)	大 源 B	那須道	柳 又 上 田			
津	津 谷	せすな道	山 田			
		當波山	小瀬沢 (上 田)			
IV	日 月	鳴立・小瀬	立 石 不動が谷原			
	一ノ戸	井波	岩の 岩・石			
V			真 底	真 底		
			東 領 中 下			

2

第1表 各研究者の有舌尖頭器の編年  
1. 増田編年(増田1981)  
2. 栗島編年(栗島1984)



第4図 器種別・槍先形尖頭器の部分名称

近畿・京阪神地方にあることを指摘した（高橋前掲）。これまで等閑視されぎみであった有舌尖頭器の製作技術に注目した論として評価される。

一方、有舌尖頭器の系統・系譜という探求においては、その出自を積極的に論じた研究に栗島氏の一連の論があげられる。栗島氏は、有舌尖頭器の検討には「有茎尖頭器自体の型式性の把握とその変遷の抽出」と「最古型の有茎尖頭器を確実に把握する」（栗島1984）ことが不可欠であるとの研究方針を明示し、18類型の分類と模式図化をもって型式学的検討により考察をすすめた（第1表-2、第2図-2・4）。特に注目すべき点は、有舌尖頭器を一系統と考え、しかも、その始源を北海道に求め、順次南下して伝播したと論じたことである。北海道起源説は、現在でも検証されたわけではないが、型式学的な検討と柔軟な発想は大いに評価されるべきであろう。有舌尖頭器の起源及び北海道と本州の有舌尖頭器の関係は今後明らかにされるべき大きな課題であると考えられる。

栗島氏は、1991年には、有舌尖頭器の起源について再論する。当論文では、前論文の北海道起源説が修正され、その出自を日本列島外に求めるとともに、北海道経由以外にも日本海を横断した伝播ルートの存在の可能性を論じている（栗島1991）。栗島氏の北海道起源論が魅力的な仮説であっただけに、修正説の提示は考察不十分の感が免れない。

最後に、有舌尖頭器の機能を実験的手法により考察した御堂島氏の論にも触れておかねばならないであろう。御堂島氏は、有舌尖頭器の試射実験により使用痕を観察し、「衝撃剥離」という概念をもって有舌尖頭器の使用痕を考察した（御堂島1991, pp. 79-97）。実験的手法による考察は、従来までは全くといってよいほど行われてこなかったが、諸外国では数例行われており、今後この方面からのアプローチも是非とも進展されるべきであろう。

### （3）最近の研究（1993～現在）

最近における有舌尖頭器の研究は、盛況であるとは言い難い。その状況のなかでも、各地域の資料を集成した研究や地域的な視野からアプローチした研究が続けられている。

三瓶氏は、有舌尖頭器の計測データを計量分析し、客観的にその形態のもう特徴を考察するという実験作を発表した（三瓶1996, pp. 97-112）。計測数值を活用するという手法は増田氏の手法に通ずるものがある。対象資料は神奈川県下のものに限られおり、計量分析によって分けられた4つのグループの形態的な特徴や各グループ間の関係、既設の「型」との関係といった面にまでは論及はされていないが、実験作であるだけに今後の進展が期待される。

上敷領氏は、南関東地方を中心とした有舌尖頭器の小地域ごとにおける形態や石材・大きさから分析を行いその様相の解明に迫っている（上敷領1997, pp. 23-48）。また、実測図の掲載に稿を削いており、さながら南関東地域の有舌尖頭器の資料集成の感がある。

また、近年、有舌尖頭器をテーマに精力的に研究を進めている研究者に藤山氏が上げられる。2001年論文では、神奈川県下の有舌尖頭器の形態変遷を考察し（藤山, pp. 33-42）。2002年論文では、有舌尖頭器のサイズに注目して論を進め、その製作法、素材、製作地、再生加工等多方面から考察を加えている（藤山2002, pp. 9-29）。

## おわりに

以上、有舌尖頭器の研究を概括してきた。有舌尖頭器の研究が始められてから、約40有余年が過ぎようとしている。現在の有舌尖頭器の研究が、芹沢氏や小林氏の研究方針や問題提起を正統に継承しているかどうかについては、少なからざる疑問を抱かざるをえないのが正直な感想である。本稿の目的は研究史を概括することであって、研究の方向や展望を意図したものではないが、今まで進んできた道のりを辿れば、今後進むべき道も拓かれてこよう。今後の当該石器の研究が再び議論の俎上にあがることを願うものである。

### (註)

1) 当該石器には「有舌尖頭器」以外に「有茎尖頭器」という呼称が存在する。両者とも同じ石器形態を指すものであり、用語によって区別があるわけではないようであるが、二通りの呼称の存在は学術用語として極めて不適切と言わざるをえない。「有舌尖頭器」の語は、1959年の北海道蘭越町立川遺跡の発掘調査報告（吉崎他1960）の時点において既に定着しており、芹沢氏（芹沢前掲）・小林氏（小林前掲）等、研究の初期の段階では、「有舌尖頭器」の語で統一されていたようである。

杉原氏は、この語に対し「原語は、Tanged (なかご) pointあるいはStemmed (米) pointである。これを有舌尖頭器というものがあるが、それは原語をTongued (舌) pointと考えての間違いだらう。」（杉原1974）〔( ) 内は筆者挿入〕と述べ、「有舌尖頭器」の語を誤訳とした。栗島氏は、この考えを受けて「石器形態について茎（なかご）を舌状に呈するというかたちの特質のみに集約させて「有舌尖頭器」という用語を用いるのはどうであろうか。某の形狀がはたして舌状であるかも要間である。むしろ尖頭器という器種内で茎を持ち併せた尖頭器形態の出現とその機能的特質といった史的意義をこそ重視すべき」と述べ、当該石器を「有茎尖頭器」と呼称することが適当であると明言している（栗島1984）。

しかしながら、当該石器の基端部形態を「舌状」とみなすのか「茎状」とみなすのかは、形態論的にはいずれとも言い難く、厳密に石器形態を表現する用語を命名することは極めて困難である。又、「有舌尖頭器」の用語使用と「史的意義」の重視とは別問題であろう。通常、学術用語は先づの研究成果を継承するのが筋である。したがって、平口氏の主張（平口1991, pp. 51-66）のとおり、当該石器の研究を推し進めた芹沢氏、小林氏等のプライオリティを尊重して「有舌尖頭器」の語を使用することが適切であると考える。

2) 1958年には北海道蘭越町立川遺跡の発掘調査（吉崎他前掲）が行われ、荒屋形器と有舌尖頭器の一群が検出され、両者が深い関係を持つものとして注目された。

3) 「木ノ木問題」は、縄文文化の起源や旧石器時代の位置付けや性格をめぐる山内清男氏と芹沢長介氏の意見の対立に基づく論争である。C14年代論争などの契機となった論争とされる。詳しくは、島立氏の論文（島立1988）、栗島氏の論文（栗島1986）等を参照されたい。

4) 研究の初期の段階で、小林氏が接げ槍又は槍の祖先としての機能を推定している（小林1961）。

(引用・参考文献)

- 安達厚三 1975 「荻平遺跡」「日本の旧石器文化」第2巻 雄山閣
- 大野雲外 1987 「大いなる石器と精巧なる石器」『東京人類学会雑誌』140号
- 大井春男 1970 「いわゆる「有舌尖頭器」について」『北海道考古学』第6輯
- 加藤 稔 1978「9 有舌尖頭器についての覚書」『弓張平遺跡第一次・二次調査報告書』
- 加藤 稔 1986「関東・東北地方の有舌尖頭器」『考古学ジャーナル』No.258
- 上敷頼久 1997「南関東における有舌尖頭器の展開」『東京考古』15
- 栗島義明 1984「有舌尖頭器の式式変遷とその伝播」『駿台史学』第62号
- 栗島義明 1986「渡来石器」考 - 一本ノ木論をめぐる諸問題-」『旧石器考古学』第32号
- 栗島義明 1991「有舌尖頭器の起源」『利根川』第12号
- 小林達雄 1961「有舌尖頭器」『歴史教育』第8巻第3号
- 小林達雄 1967「長野県西筑摩郡開田村柳又遺跡の有舌尖頭器とその範囲」『信濃』第19巻  
第4号
- 鳥立 桂 1988「「本ノ木論争」とその周辺」『旧石器考古学』第37号
- 白石浩之 1976「先土器終末から縄文草創期前半の尖頭器について」(上) (下)『考古学ジャーナル』No.126・127
- 白石浩之 1988「縄文文化の起源をめぐる問題 - 有舌尖頭器からの提言 - 」『神奈川考古』  
第24号
- 白石浩之 1992「有舌尖頭器の分布とその問題点 - 神奈川県を中心として」『神奈川考古』  
第28号
- 杉原莊介 1974「先土器時代の研究」講談社
- 鈴木道之助 1972「縄文時代草創期初頭の狩猟活動 - 有舌尖頭器の終焉と石器の出現をめぐって」『考古学ジャーナル』No.76
- 鈴木道之助 1986「新東京国際空港No.12遺跡の有舌尖頭器をめぐって」『研究紀要』10 (財)  
千葉県文化財センター
- 芹沢長介 1966「新潟県中林遺跡における有舌尖頭器の研究」『日本文化研究所報告』第2集
- 芹沢長介 1974「古代史発掘 - 最古の狩人たち - 旧石器時代」
- 芹沢長介・中山淳子 1957「新潟県津南町本ノ木遺跡調査予報」『越佐研究』12
- 高橋 敦 1983「斜行平行溝離をもつ有舌尖頭器」「人間・遺跡・遺物」 - わが考古学論集  
1 -
- 中川泉三編 1926「近江愛智郡志」第1巻
- 西口陽一 1992「近畿・有舌尖頭器の研究」『考古学研究』第38巻第1号
- 平口哲夫 1991「縄文時代の『石槍』から見た旧石器時代の『槍形尖頭器』」『伊藤信雄先生  
追悼考古学古代史論叢』
- 藤山龍造 2001「神奈川県下における有舌尖頭器の変遷」『利根川』第22号
- 藤山龍造 2002「有舌尖頭器のサイズをめぐる諸問題 - 再生加工の問題を中心として」『考古学論叢神奈川』第10集
- 増田一裕 1981「有舌尖頭器の再検討 - 本州・四国の出土例を中心として」『旧石器考古学』22
- 三瓶祐司 1996「いわゆる「有舌尖頭器」について」『神奈川考古』第32号

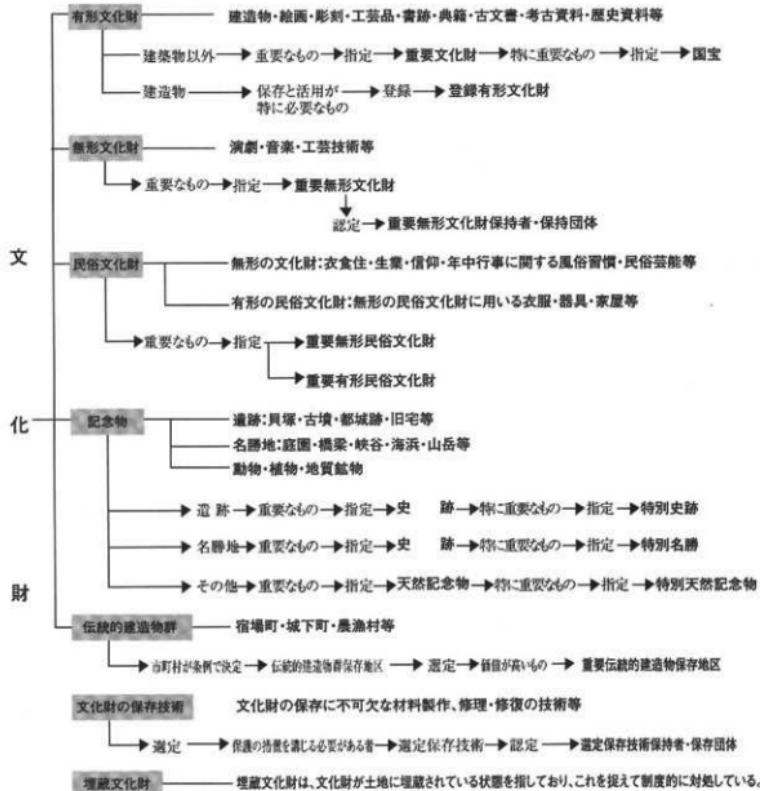
- 御堂島正 1991 「石錐と有舌尖頭器の衝撃剥離」『古代』第92号
- 森嶋 稔 1986 「本州中央部の有舌尖頭器」『考古学ジャーナル』No.258
- 山崎博信 1966 「北海道における有舌尖頭器」『北海道考古学』第2輯
- 横山英介 1986 「北海道の有舌尖頭器」『考古学ジャーナル』No.258
- 吉崎昌一他 1960 『立川』市立両館博物館紀要第6輯

## Ⅱ 文化財の保護について

### 1. 文化財の保護と活用

#### (1) 文化財とは

文化財は、長い歴史の中で作り出され、今まで継承されてきた貴重な国民財産です。これは、私たちの国の歴史や文化を正しく理解する上で欠かせないものであり、将来の歴史や文化形成の礎となるものです。したがって、文化財を適切に保存・活用することが国民全体の利益のため極めて重要です。文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5つに分類しています。



## (2) 保護と活用について

貴重な文化財は、一旦破壊されると二度と元にもどすことができない性格のものであるため、今の段階で少しでも多くの文化財を適切な状態で周知し、保存と活用を図り私たちの生活の中に活かさなければなりません。これらの保存については、従来は特に重要な文化財について、指定や登録によって「重要文化財」や「国宝」としてその保存や活用の強化を図ってきました。この場合、国民全体の貴重な文化財であるため、その所有者や管理者は一定の規制を強いられる不利益さが伴ってきました。

しかし、近年の大規模開発や生活様式の変化、社会や家族構成の変化等によって、埋蔵文化財や歴史的建造物、伝統芸能や年中行事等の「文化財」がここ数年加速度的に失われており、その保護にも従来の手法では限界が生じてきました。一方、最近この「文化財」を活かした町づくりや村おこしなど文化財を地域行政の中へ取り入れたり、住民の歴史志向や知的欲求の対象として活用する等、文化財への関心は日々に高まってきており、その適切な活用が追られています。また、生涯学習の観点からも豊かな人格形成に役立つものとして、文化財の活用が見直されてきました。したがって、今まで継承されてきた文化財を未来へと継承していくために、文化財を保護・活用していくことは現代に生きるわれわれの責務の一つであるといつてもよいでしょう。

## (3) 登録文化財制度

平成8年の文化財保護法の改正によって「文化財全体の保護」の必要性を図ることを強化するため、従来の強い規制による保護対策に加えて、これを補うシステムとして『登録文化財制度』ができました。

有形文化財のうち建造物については、近年の大規模開発や住宅様式の変化などによって滅失の危機にさらされています。現状では、近代文化財に対する国民全体の認識や評価がまだ定着していませんが、当時の建築様式や生活習慣を考える上で不可欠なものが多数存在することから、「登録」を行い若干の規制を加えることによって保存を図ることとなりました。この方法によって、所有者や周辺住民が建造物を生活の中に活用しながら保存ができるようになりました。

この「登録」の基準については「建造物、土木構造物及びその他の工作物で原則50年以上経過したもの」であって次のいずれかに該当するものとなっています。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの。
- 2 造形の規範となっているもの。
- 3 再現することが容易でないもの。

また、これらの登録制度を充分活用するため、経費の支援策として次の措置が図られています。

- 1 保存・活用するために必要な修理の設計管理費の1/2以内を国が補助。
- 2 家屋に係る土地について地価税の1/2の軽減。
- 3 家屋について市町村の実状に応じ、固定資産税の1/2以内の軽減。

4 登録建造物の保存・活用事業のための経費の一定部分に対する日本開発銀行・北海道東北開発公庫からの低金利融資。

これらの措置によって、地域の活性化を図ることと併せて、所有者の自主的な保護が期待されています。

#### (4) 世界遺産条約

地球上に存在する様々な自然環境や文化遺産を人類にとって貴重な財産として損傷や破壊等の脅威から保護・保存し、後世に継承していくとする趣旨から、1972年第17回ユネスコ総会で「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)が採択されました。これを受けて現在ではおよそ160ヶ国のがこの条約を締結しています。

このように世界遺産は、人類共通の遺産として国の枠を超えて協力し合い、守っていくためにできたものです。そのなかには、普遍的な価値を有している記念工作物、建造物群、遺跡などの「文化遺産」、鑑賞上、学術上、保存上、顕著な普遍的価値を有している地形や地質、絶滅のおそれのある動植物の生息地、自然景観などを含む自然地域の「自然遺産」、そのどちらも兼ね備えた「複合遺産」の3種類が存在します。日本でも、現在11ヶ所の世界遺産が登録されています。(平成16年3月31日現在)

## 日本の世界遺産

文化遺産		
1 平成5年12月	奈良県	法隆寺地域の仏教遺物
2 平成5年12月	兵庫県	姫路城
3 平成6年12月	京都府	古都京都の文化財
4 平成7年12月	岐阜県・富山県	白川郷・五箇山の合掌造り集落
5 平成8年12月	広島県	広島平和記念碑(原爆ドーム)
6 平成8年12月	広島県	厳島神社
7 平成10年12月	奈良県	古都奈良の文化財
8 平成11年12月	衝縄県	日光の社寺
9 平成12年12月	沖縄県	琉球王国のグスクおよび関連遺産群
自然遺産		
10 平成4年12月	青森県・秋田県	白神山地
11 平成4年12月	鹿児島県	屋久島



## 2. 埋蔵文化財の取り扱いについて

### (1) 埋蔵文化財について

豊能町域の埋蔵文化財の所在については、別添「町内文化財分布図」のとおりです。遺跡の数は、大阪府下の市町村に比して決して多いものではありませんが、遺跡の空白地域は遺跡がないのではなく、未発見であるということで、今後遺跡が発見される可能是大きいと考えられます。話が前後しますが、埋蔵文化財とは一般に文化財保護法第57条第1項の「土地に埋蔵されている文化財」と定義され、一般に「遺跡」と呼ばれているものです。遺跡を構成するものに「遺構」と「遺物」があります。遺構は、古墳や住居跡等、人間の行為が土地に刻まれ動かすことができないものを指します。遺物は、人間が手を加えて作った土器や石器等の人工物や木の実や流木等の自然物も含まれます。そのため遺跡は、過去の人間の生活や活動、それを取り巻く自然環境を示し、時間的・空間的な広がりをもっています。

これらの遺物や遺構は長い間、地中に埋もれ移動しないために、埋まつた当時の人々の生活を如実に示してくれます。また、書かれたもの(史料)のように、書き手の主観的な歴史資料ではなく、普遍的で客観的な歴史として捉えることができます。さらには、これらの遺物や遺構は文字がない時代にも存在していたため、より遡って多くの情報を与えてくれます。

しかしながら、埋蔵文化財(遺跡)を調査することは遺跡を眠りから覚ますばかりか、大切な文化財の破壊でもあるので、できる限り現状で残すことが望されます。また、遺跡は土地と強く結びついているため、その位置にあって大きな意味を持ち、場所を移すと遺跡本来の意味を大きく損なってしまいます。さらに、一度破壊されると元に戻すことはほとんど不可能なことから、他の文化財とは違う大きな特徴をもっています。

一方、現在の私たちの生活について生活基盤を整え、より快適な生活を送るため開発事業も必要であることは言うまでもありません。しかし、この場合の開発についても、一方的な推進や「文化財」の保存か開発かといった二者択一的な議論ではなく、両者の調和のとれた進展が望れます。そのため、開発事業と埋蔵文化財の保護の共生には、埋蔵文化財の特質を理解していただいて、事業実施の前段階に時間をかけた十分な調整や協議が必要となってきます。

### (2) 届出から調査まで

#### ① 土木工事等の位置・現状確認

豊能町内において、住宅建築・建て替え、土地改良、造成等あらゆる土木工事を行おうとするとき、その場所が埋蔵文化財包蔵地(遺跡)にあたるかどうかを確認する必要があります。

この場合、遺跡の所在を示す地図を教育委員会に備えつけるとともに、本書でも掲載し一般への遺跡の周知を図っています。遺跡に該当するかどうかの電話でのお問い合わせは、当該地が明確に確認できない場合があり、トラブルの原因になる場合も多いので、地図では是非ご確認ください。

また、遺跡は地中にあるため、範囲は不確定であり、発掘調査の成果によって新たに遺

跡が追加されたり、範囲が拡大される場合もありので、事業の計画段階で確認及び協議してください。

## ② 発掘届出書

土木工事を計画されている場所が周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)にあたる場合は、発掘(土木工事)に着手しようとする60日前までに、「埋蔵文化財発掘の届出書」を大阪府教育委員会教育長に届けなければなりません。(文化財保護法第57条の2)

届出書は、豊能町教育委員会・大阪府教育委員会宛の2部が必要です。必要書類や記載事項については教育委員会の文化財担当へお問い合わせください。後日、大阪府教育委員会の指示に基づき発掘調査・工事立会・慎重工事等の申請に対する指導内容を通知します。なお、過去に同じ申請地において届出書を提出し発掘調査等を実施している場合でも、新たに工事を行うときは発掘調査届出書の提出が必要です。

## ③ 大阪府教育委員会の指示

発掘届出から約1ヶ月で大阪府の指示が申請者へ送達されます。この指示に基づき、調査等を実施します。

## ④ 調査の種類と方法

大阪府教育委員会の指示や申請地周辺での過去の調査成果に基づき、申請者と町教育委員会との間で調査方法や日程等の協議を行います。

A 発掘調査・・・ 住宅建築や一般の土木工事全般に対して行います。この場合には、事前の発掘調査によって断面や平面等の観察等を行った上で、申請地における遺跡の状況を判断します。その結果、工事等によって遺跡が破壊される場合はその範囲に限って本格的な調査を行います。また、発掘調査により重要な遺構が確認された場合の保存措置については別途協議することとなります。

今まで、豊能町では個人住宅の建築に関する工事で発掘調査を行った事例はありません。

B 工事立会い・・・ ガス・上下水道・電気等の小範囲や掘削や再掘削等、明らかに盛土や造成土内の工事であり、地下の遺跡には支障がないと判断される場合。なお、回答を受け取った後は、工事日程等の連絡に遗漏のないようにしてください。

C 慎重工事・・・ 既に削平等を受けていて遺構が明らかにないものや、基礎掘削をしない増改築等に際しては、慎重な工事をお願いします。なお、工事中に遺物や遺構等を発見した場合は速やかに届けてください。

## ⑤ 保存についての協議

④の事前の発掘調査に基づいた調査の結果、遺物や遺構が確認された場合は申請者と教育

委員会で保存の協議を行います。この保存については、構築物の配置や掘削深度の変更、盛土による地盤の変更等により現状保存・埋没保存等の協力をお願いします。

#### ⑥ 本調査の実施

保存協議の結果、計画変更等が不可能な場合は、工事に際して遺跡を破壊する等の影響が生じる範囲について本格的な調査を実施します。

この発掘調査においては、調査期間や調査費用について充分な協議や調整を行い、その必要性をご理解いただいたうえで調査を実施します。

### 3. 埋蔵文化財包蔵地の周知

「国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。」(文化財保護法第57条の4)とあります。これに従い、町では文化財地図の公開等によってその周知に努めているところですが、本書に添付しています「町内文化財分布図」でも、平成16年3月31日現在で周知している町内の埋蔵文化財包蔵地について掲載していますので参照ください。

なお、遺跡の範囲は追加・変更される場合がありますので、ご確認をお願いします。

### 4. 遺跡の発見届出、停止命令等

発掘届による調査以外で、遺物や造構と認められるものを発見したときは、現状を変更せずに文化庁長官に届け出なければなりません。文化庁長官はこの届出があった場合、その現状を変更する行為の停止又は禁止を命じることができます。その期間は3ヶ月以内ですが、調査の進行に合わせて通算して6ヶ月まで延長できます。

また、文化庁長官は、届出がされなかった場合において現状変更の停止等の措置をとることができます。(文化財保護法第57条の5)

### 5. 出土遺物について

発掘等によって出土した遺物を拾得したときは、遺失物法によって当該物件を7日以内に警察署長に通知しなければなりません(文化財保護法第59・65条)。これらの拾得物が大阪府教育委員会の鑑定の結果「文化財」と認定された場合、警察署では一定期間公示し所有者がわからない場合は大阪府に帰属します。たたし、学術的価値が高いものについては保存等のため国で保有することとなり、この場合は発見者と土地所有者には報償金が支給されます(文化財保護法第63条)。

国が保有する以外は、発見者又は土地所有者からの譲与申請に基づいて遺物は返還されますが、文化財が国民共有の財産である観点から個人的所有ではなく、公共機関による一括した保管・活用が望れます。豊能町では、調査によって遺物が出土した場合、豊能町教育委員会で保管・活用することに協力をお願いしています。

なお、実務上、所有者が判明することは通常の考古資料である遺物については、全国的にもほとんどありません。

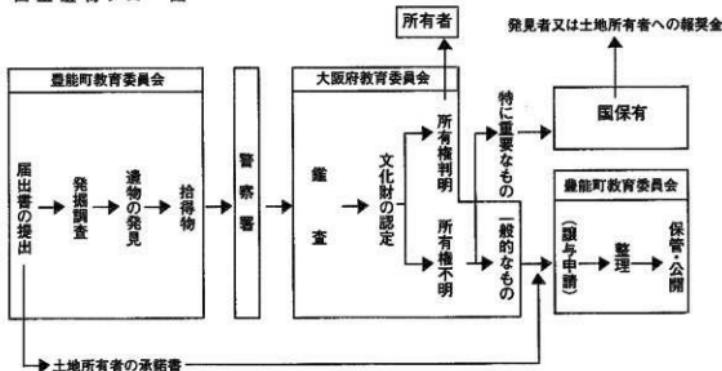
## 6. 費用負担

豊能町の場合、個人住宅の場合、その事業者に調査の費用の協力を求めた例は現在までありません。これ以外の土木工事（道路・下水・ほ場整備、土地区画整理、大規模開発等）の場合には、事業者に費用について協力を求めています（文化財保護法第98条の2及びユネスコ憲章の勧告－1968）。なお、事業者（原凶者）負担で発掘調査を実施する場合、調査の方針等について事業者と教育委員会で覚書を交わしておきます。

## 7. 試掘調査

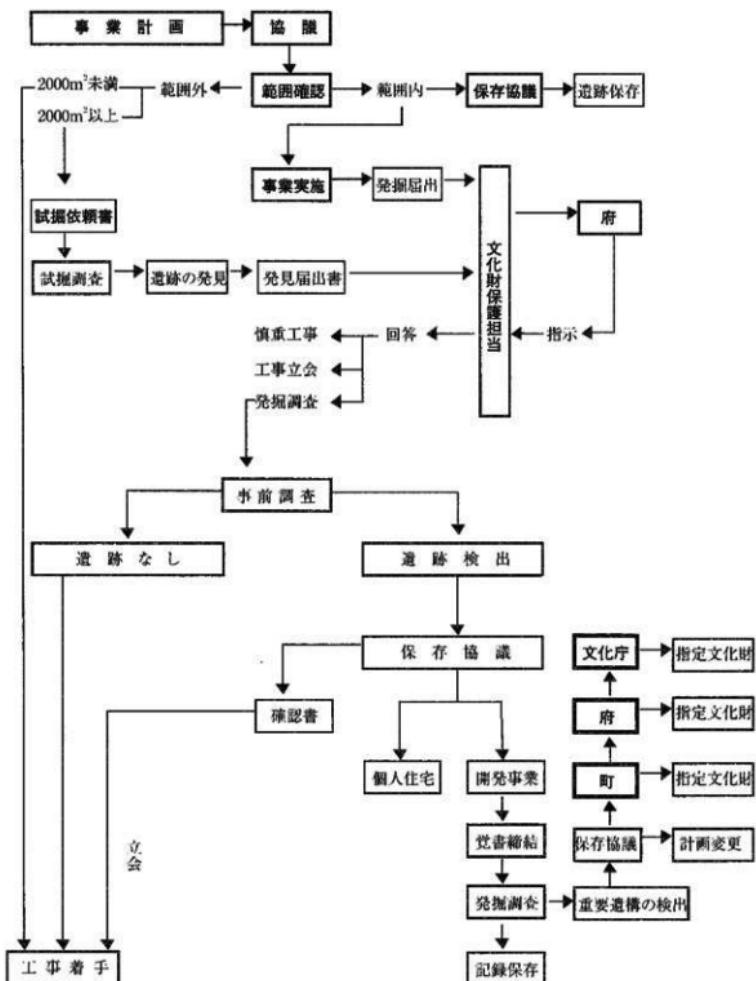
豊能町において、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で、申請面積が2000m<sup>2</sup>以上のあらゆる土木工事を行おうとするときは、事前に試掘調査を行っています。2000m<sup>2</sup>以上の開発申請をされる事業者の方は是非ご協力ください。なお、試掘調査の際には発掘届書と同様の添付書類を添えて、豊能町教育委員会教育長に提出してください。調査日程等は、届出提出後、教育委員会と協議してください。試掘調査を行わず、工事中に遺物や構造が確認された場合、工事の中止の措置を取ることになり（文化財保護法第57条の5）、工事の進捗に大きな影響を与えますので、事前に遺跡の有無を確認する試掘調査にご協力ください。

出土遺物フロー図



### 埋蔵文化財関連事務フロー図

事業計画の進捗に関係する埋蔵文化財との手続き及び調査・保存について、主な流れを図化しています。事業推進時点での諸手続きや連絡漏れがないか、図を参考に確認してください。



### III 文化財保護委員会について

#### 1. 文化財保護委員会

##### (1) 文化財保護委員会の任務（豊能町文化財保護条例）

豊能町教育委員会では、文化財保護委員会を設置しています。文化財保護委員会は、文化財の保護及び活用に関する調査研究、意見具申を行うほか、教育委員会からの諮問に答える機関で、その職務は次のとおりです。

- ① 文化財の保護及び活用に関する調査研究
- ② 文化財の保護及び活用に関する意見具申
- ③ 文化財の保護及び活用に関する教育委員会からの諮問に対する答申

##### (2) 委員について

学識経験者 5名、任期 2年（任期平成18年 3月31日）

委員長	森 孝 純	専門	郷土史研究
委 員	田 和 好	専門	考古・文献史学
委 員	籠 谷 次 郎	専門	古文書
委 員	乾 岩 男	専門	郷土史研究
委 員	前 田 豊 邦	専門	考古

##### (3) 活動内容

###### 現在の主たる活動

###### ① 寺社調査の実施

- ・吉川高代寺 薬師如来坐像（平安時代）他
- ・木代朝川寺 十一面観音立像（平安時代）、釈迦如来坐像（室町時代）他
- ・川尻法輪寺 十一面観音立像（平安時代）他
- ・高山八幡宮 十一面観音立像（平安時代？）他
- ・切畠法性寺 十一面観音立像（南北朝～室町初期）他
- ・余野遊仙寺 薬師如来坐像（鎌倉～南北朝時代）

###### ② 委員研修

町内・外での委員の資質を高めるための研修会の開催（年1回）

###### ③ 文化財指定の意見具申

町指定文化財についての意見具申

###### ④ 文化財の保護・活用に関する研究と提言

町内所在の遺跡や遺物、美術工芸品や古文書等の研究を継続し、その成果について隨時、町民に公表・公開を行う。

## IV 町内所在の文化財

### 1. 指定・登録文化財一覧表

府指定文化財

番号	種別	名称	所在地	時代	所有者 (管理者)	指定年月日	備考
民 5	民俗資料	「能勢おいのこ」調整用具・式	木代	江戸時代	高橋保夫 下辻 進 西浦三義	S50・3・31	
考 16	有形文化財 考古資料	旧頂庵廃寺 石 棺	木代	中世	上西賢司	S49・3・29	
考 17	有形文化財 考古資料	法性寺 石 棺	切畠	中世	法性寺	S50・3・31	

町指定文化財(有形文化財)

番号	種別	名称	所在地	時代	所有者 (管理者)	指定年月日	備考
1	有形文化財 考古資料	切畠法性寺 地蔵石仏	切畠506	鎌倉時代	法性寺	H12・5・30	別名カゲ 引き地蔵
2	有形文化財 考古資料	川尻打越 阿弥陀三尊石仏	川尻打越	南北朝時代	打越地区 住民共有	H12・5・30	別名イワシミ ズの観音さん
3	有形文化財 考古資料	切畠大円駅廻堂 阿弥陀三尊笠塔婆	切畠	鎌倉時代	大円小平尾 谷住民共有	H12・5・30	町内最古 の紀年号

町指定文化財(史跡)

番号	種別	名称	所在地	時代	所有者 (管理者)	指定年月日	備考
1	史跡	高山・高札場	高山	江戸時代	高山自治会	H15・3・31	現存する町内 唯一の札場

## 2. 指定文化財概要

### ① 「能勢おいのこ」調整用具一式

わが国では、古い時代から「亥の日の祝」として宮中や武家、民間でお祝いの行事が行われてきたが、この宮中の亥の日のお祝いに対して、毎年、当町の木代、切畠地区より「能勢のお亥の子餅」を献上していた。この行事は、明治3年以降は行われていないが、明治23年に明治天皇に譲製献上した記録がある。また、昭和50年にも行事を復刻し、譲製献上されている。

お亥の子餅の製造は、当番家の四方に忌竹を立て、しめ縄を張り巡らし、家宅を清め、家内には薫を敷き詰める。製造にあたっては、まず餅米を洗い清めて水に浸し、こしきに入れて蒸す。蒸した餅米に煮た赤小豆を入れ、練り桶で3本の練り棒を使って数十回こねつくと餅になる。餅の色は、薄紅色で、これは猪の肉を表したものといわれる。これを長さ6寸5分、幅4寸、深さ2寸の籠に入れ、小豆の煮汁を上に引く。その上に栗を切ったものを6つ程2行に並べ、その上に熊笹の葉2枚を覆う。栗の実は猪のあばら骨、2枚の籠の葉は牙を表すとされる。次に籠の蓋をおおい、細縄をもって結び、これを唐櫃に納め、鍛をして、しめを張る。唐櫃の全面には、白幣束と御用の絵符を立てる。唐櫃は、前後2箇をもって一荷とし、白木綿をもって担い、棒に結びつける。献上の数は毎年一定していないが、百合から二百合ぐらいであったという。

亥の日の前々日の夜半には、里を出、山路けわしき道を御紋の提灯を照らし、丹波・亀岡へ向かう。ここからは、公役の人足で宮中へ向い、亥の日の前にいたという。道中は唐櫃一荷を人足二人で、三荷を六人でかつぎ、役人二人で守護した。

古来、お亥の子の餅の調進は、次の十三家によってなされた。一番、木代村五戸、門太夫家、西浦家、乾家、高橋家、大谷家、二番、切畠四戸、宮家、岡家、室木家、野間中家、三番、切畠村四戸、下辻家、中西家、中谷家、伊黒家である。

お亥の子の餅の調進は、毎年亥月亥日を以てなされ、上の亥の日は一番家中より、中の亥の日は二番・三番家中によりなされた。もし、下の亥の日がある年は、二番・三番家に分けて調進された。

このお亥の子の餅の調進の起源については明らかではないが、応神天皇の頃より始められ、一時中断することもあったが、欽明天皇頃に再興されたという伝承がある。最近の発掘調査の成果では、当時には木代、切畠地区に集落が営まれていた痕跡は認められないことから、起源は伝承とは大幅に時代が下るものと考えられる。やはり、この地



「亥豕の井」(木代門所)

域を開拓したとされる12世紀の貝川三位長乗の活躍以降のことであろう。発掘成果でも、この地域に集落が形成され、人々の往来が盛んになるのは古代末期以降である。

さて、大阪府より指定されている調整用具一式は、「はんぎり1点、かしおけ1点、瓶1式、ねりおけ1点、ねり棒2本、木しゃく1点、提灯1点、笠2点、唐櫃4点、御用の絵符2枚」であり、江戸時代より現在まで木代・切畠地区の家中に伝承されてきたものである。なお、木代門所門太夫旧邸のかたわらには、「亥家の井」とよばれる六尺四方の井戸が見られる。お亥の子餅の調進では、古来この井戸の水を汲んで使ったとされる。

## ② 石槽（旧頂応廃寺、法性寺）

石槽は石風呂とも通称されている。全国的にみて、旧大和国、山城国、摂津国が分布の中心となっている。大阪府下では、教宗寺境内・八坂神社境内（高槻市）、佐保・上音羽（茨木市）、頂応廃寺・法性寺境内・旧朝川寺（豊能町）、四天王寺境内（大阪市）、住吉神社境内（四条畷市）に遺存している。これらの分布では9例中、豊能町域3例、隣接する茨木市域2例となっており、分布の中心に豊能町域があることは注目に値する。現に、茨木市の佐保の例は製造途中の廃棄品で、この地域で石風呂が製造されていたことを証するものである。

さて、現在、豊能町内で指定を受けている石風呂は2点である。旧朝川寺跡（現在の切畠大円地区）にあった石風呂は残念ながら売却され、泉大津市内で個人所有となっている。法性寺境内に在する石風呂は、元は走湯天王社の石風呂を伝えられ、才脇垣内にあったものを移したものという。形状は、隅丸方形をした完形品で、法量は、長辺197cm、幅133cm、内寸は、152×81cm、深さは55cmを測る。底部から側面にかけてきわめて細い溝をつくり、側面に孔を斜めに穿ち排水孔としている。石風呂の上端部-縁部分は直径5cm、深さ3cm程度の円錐状の凹みが数箇所あけられている。この凹みは、整状のものでつけられたものではなく、なにかを擦りこんだくぼみと考えられ、使用痕として認定されうる。この使用痕の解明は、石風呂使用の宗教儀礼の実態を解明する鍵として注目される。

頂応廃寺跡の石風呂は、木代福田地区旧垂水畔の街道脇の旧頂応廃寺の堂跡ある山の西麓に存する。石風呂の形状は、隅丸方形で、中央部で二つに破碎され、上端部のいたるところが欠損している状態にある。法量は、長辺213cm、短辺が121cmで、内寸は163×82cm、深さ58cmを測る。底部の側辺に底辺10cm、高さ12cmの断面がカマボコ形をした水抜き孔が貫通している。短辺の上端部の幅が南側で15cm、北側で35cmの厚みがあり、この差は頭部を意識したものと考えられる。



切畠法性寺石槽

石風呂の位置、摩耗状態から、頂応寺での宗教儀礼に際して実用に用いられたものと推察される。

### ③ 切畑法性寺地蔵石仏

この地蔵石仏は、鎌倉時代後期の正和3年(1314)の刻名があるので、町内では屈指の古さをもつ石仏である。

石材には、地元産の石英閃緑岩を用い、現状で、高さ139.4cm、最大幅77.3cm、最大厚45cmを測る。不定形な盤状の自然石の一面を平坦に加工し、その面を高さ83.4cm、底辺長44cmの舟形光背を彫くばめ、その内に地蔵菩薩を半肉彫りしている。地蔵像は像高68.6cm、蓮華座上に右手で柄の短い錫杖をもち、左手に宝珠を捧げている。像の左右の光背内に「正和三年甲寅卯月」「十五日願主平末」の刻銘がみられる。

像の建立は、刻銘どおり鎌倉時代後期と考えられ、当時の様式がよく表現されている。すなわち、裾のまわりのていねいな刻彫、伏せぎみな顔、全般的な写実的傾向とよく整った像容、像とよく調和した連弁が大きく膨らんだ蓮台等の表現である。像全体はおおらかでゆったりしたなかに嚴肅な雰囲気を感じさせるもので、町内屈指の秀作である。

また、地元の伝承によると、この石仏はもと法性寺の裏山の山頂に祀られていたが、尼崎の漁師が、石仏が光って鰯がとれないというのでこの地に移したと言われ、地元では「カゲ引き地蔵」または「カネ引き地蔵」と呼ばれている。この伝承については、『摂陽群談』記事「影引松 同郡切畑にあり、所傳に云く、昔此松樹の下に、石像の地蔵あり、光明四方に放ち、遙に西海を照す、魚鱗磯に寄ずして、漁者歎之、其光源を尋ね爰に至り、石像に祈る、于時光明古松の陰に隠れ、尊像も不見、時人影引き松と云へり」の箇所に対応するものと考えられ注目される。



法性寺地蔵石仏

#### ④ 川尻打越阿弥陀三尊石仏

この阿弥陀三尊石仏は、南北朝時代の正平7年（1352）の刻銘があるもので、町内でも屈指の古さをもつものである。

石材は、地元産の石英閃緑岩を用い、外寸は高さ275cm、最大幅110cm、最大厚40cmを測る。その形状は、楕円状の自然石を長辺方向に半割したような形状で、半割面側は平坦に加工されている。この形状は、楕円状の石材を人力で半割したものか、もともとこのような形状であったものかは即断はできないが、観察されうる限りでは、鑿跡等の有無から自然形状である可能性が高い。

この半割面状の平坦面側を下部にふくらみのある釣鐘状に彫りくぼめ、その内に阿弥陀三尊を深彫りしている。三尊の中央の阿弥陀立像は像高71.3cmを測り、四等身の像容で蓮華座上に来迎印を結んでいる。向って右は、観音菩薩立像で蓮台を持ち、向って左は勢至菩薩立像でともに蓮華座に立っており、それぞれ像高38.5cm、40.0cmを測る。右側下方には「敬白 正平七年 三月□□ 願主 僧□□」の刻銘がみられる。「僧□□」の□□の部分は、「良円」との説もあるが現在では判読不能である。

像の表現方法や製作技術はやや稚拙であるが、愛らしい面貌や素朴な表現方法は当地域に共通するもので親しみのもてるものである。南北朝時代には、当地域は北朝の勢力化にあったものと考えられているが、「正平」という南朝年号の使用は異例のことであり、当時の勢力関係を探る上でも貴重なものである。

地元の伝承によると、この石仏はもと川尻地区の裏山の天台山の中腹「岩清水」にあったが、この山から見渡せる尼崎の漁師が石仏が光って錆が取れないというのでこの地に下ろしたとい。それ以降、「イワシ見ゆの観音さん」と呼ばれ、現在でも地元住民の信仰対象となってい。ここでも、切畠法性寺の地蔵石仏と同種の伝承が残っているということは興味深いものである。

#### ⑤ 切畠大円釈迦堂阿弥陀三尊笠塔婆

この石造物は、現状で地上高150cm、最大幅48cm、最大厚25cmの長卵形状の自然石に、阿弥陀三尊を刻んだものである。現在は失われているが、もとは笠石があったようで、頂上部に明確な「ほぞ」が残存している。中央の阿弥陀仏は高さ42.4cm、底辺長25.8cmの舟形の彫り込みをつくり、蓮華座を設け、像高28.3cmの座像を厚肉彫りしている。そのやや下、左右に高さ約30cmの舟形を並列に配置して、像高約25cmの観音・勢至菩薩立像をそれぞれ厚肉彫りして、阿弥陀三尊を彫り出している。阿弥陀像の下、両脇侍間の中央には「為三世四



川尻打越阿弥陀三尊石仏

恩也乾元二年 二月 順主」の刻銘が刻まれている。この乾元2年（1303）は当町では最古の銘年号である。笠をもつ石仏や塔婆は、鎌倉時代に数多くの優品が知られており、当該石仏は大和地方からの一連の系統を引いている可能性がある。いすれにせよ、この石仏の厚肉彫りのしっかりとした像容、面貌は鎌倉時代後期の特色を色濃く反映しており、美術的にもきわめて優れたものといえよう。

#### ⑥ 高山・高札場

「高札」とは、禁令や法令などを板札に墨書きし、庶民に通知するように掲示したものである。禁令の掲示は奈良時代からみられたが、室町時代に徳政・撰錢などの札が立てられ、江戸時代に全盛を迎えた。藩の高札もあったが、幕府の公儀法度の高札は、幕領ならず私領でも掲げられた。高札する場所は、町辻・橋詰や村役人宅の門前であり、厳重に管理して掲げられた。

この高札場は、高山地区の集落の中央部の通称「札場の家」の門前に位置し、「町辻」にあたる設置場所をとっている。札の内容は、江戸時代初期では「雑事」「キリシタン」「毒薬」「駄賀」「火付」の五つが大高札とされている。町内には、太政官の布告を高櫻藩主永井日向守が発布するという形式の慶応3年（1867）のキリシタン禁令のものが現存している。日向守からの発布は、当該地が高櫻藩の預かり地であったためである。

明治政府は、明治元年（1868）これまでの高札を廃止し、以後高札という法令の公示形式は廃止され高札場は消滅した。当高札場は、町内はもとより、府下でも数少ない江戸時代の形態を現在に伝える貴重な遺構

である。現在の建築物は昭和52年に改築されたものであるが、石積みの基壇の上に、三面板張り、前面を棒組みにして瓦屋根を乗せる建築様式は、江戸時代から変わっていない。現在、現地に掲げられている札はレプリカであり、改築後に、五輪塔・地蔵石仏・阿弥陀石仏等が移設され祀られるようになった。

他にも注目されるのは、キリシタンとの関連である。改築後



切畠大円积迦堂阿弥陀三尊笠塔婆



高山・高札場

に移設された地蔵石仏の蓮華座下部に変形クルス紋の先端ともみえる図柄が存在する。高山の地は「キリシタン大名高山右近」の生誕の地であることや、フロイスの『日本史』等の記述から、相当数のキリシタン信者がいたものと推察される。また、当地は、隠れキリシタン遺跡で著名な茨木市千堤寺とも近接しており、当地においても隠れキリシタンの信仰が行われた可能がある。さらには、「マリアの墓」と伝えられる近世墓碑やキリシタンにまつわる伝承の存在から、この石仏が隠れキリシタンに関連するものである可能性は即座に否定されるべきではないであろう。いずれにせよ、当高札場は、高山地区の歴史・伝統・文化を今日に伝える貴重な地域資源である。



高札場に掲示されている札（レプリカ）

3. 遺跡等地名一覧  
石造物・史跡・名勝等

番号	遺跡等名称	所 在	種 類	時 代	備 考
1	余野十三仏	余野	石造物	室町時代	多尊石仏
2	余野遊仙寺寄せ墓	余野	石造物	中世～近世	
3	余野遊仙寺一石五輪塔	余野	石造物	中世	
4	錦山塚	余野	石造物	近代？	相撲力士の碑
5	余野旧池田・亀岡街道道標	余野	石造物	江戸時代	
6	木代たぬきやぶ多尊磨崖仏	木代	石造物	安土桃山時代	多尊石仏
7	木代三位塚の地蔵磨崖仏	木代	石造物	中世	
8	木代朝川寺地蔵石仏	木代	石造物	江戸時代	
9	木代朝川寺無縫塔	木代	石造物	中世～近世	数基あり
10	木代大江山作平の碑	木代	石造物	明治時代？	相撲力士の碑
11	木代旧道(亀岡街道)道標	木代	石造物	明治時代	二基あり
12	木代走落神社の石灯籠	木代	石造物	江戸時代	
13	旧頂心寺址石風呂	木代	石造物	中世	府指定
14	川尻打越阿弥陀三尊石仏	川尻	石造物	南北朝時代	町指定
15	川尻北の谷多尊石仏	川尻	石造物	安土桃山時代	多尊石仏
16	川尻中の谷多尊石仏	川尻	石造物	安土桃山時代	々
17	川尻北の谷不動明王板碑	川尻	石造物	安土桃山時代	
18	川尻北の谷磨崖仏	川尻	石造物	室町時代	
19	川尻北の谷双体地蔵石仏	川尻	石造物	中世	
20	川尻法輪姫の塔	川尻	石造物	中世	三基あり
21	川尻法輪寺宝篋印塔	川尻	石造物	中世	二基あり
22	川尻北の谷大峯供養塔	川尻	石造物	江戸時代	
23	川尻中の谷光明真言板碑	川尻	石造物	江戸時代	
24	川尻小車利助の碑	川尻	石造物	明治時代？	相撲力士の碑
25	川尻殿方庚申塔婆	川尻	石造物	江戸時代	
26	川尻池田街道道標	川尻	石造物	江戸時代	
27	川尻向山宝篋印塔	川尻	石造物	江戸時代	
28	川尻向山地蔵石仏	川尻	石造物	中世	
29	法性寺地蔵石仏	切畠	石造物	鎌倉時代	町指定
30	豊嶋安次郎の塚	切畠	石造物	近代？	相撲力士の碑
31	法性寺石風呂	切畠	石造物	中世？	府指定

32	切畑中の西多尊石仏	切畑	石造物	安土桃山時代	多尊石仏
33	切畑西野多尊石仏	切畑	石造物	安土桃山時代	多尊石仏
34	切畑大円积迦堂阿弥陀三尊笠塔婆	切畑	石造物	鎌倉時代	町指定
35	切畑大円下所地蔵石仏	切畑	石造物	中世	
36	切畑大円积迦堂宝巖印塔	切畑	石造物	中世	
37	貝川三位の墓	切畑	石造物	中世	
38	切畑大円下所多尊磨崖仏	切畑	石造物	安土桃山時代	多尊石仏
39	切畑小松阿弥陀三尊石仏	切畑	石造物	中世	
40	切畑大円下所阿弥陀磨崖仏	切畑	石造物	中世	
41	野間口双体地蔵石仏	野間口	石造物	中世？	
42	野間口妙見山道標	野間口	石造物	江戸時代	
43	牧役の行者石像	牧	石造物	江戸時代？	
44	牧妙見山道標	牧	石造物	近代	
45	牧梅相院の石塔群	牧	石造物	中世～近世	
46	牧梅相院の徳本名号碑	牧	石造物	江戸時代	
47	高山マリアの墓	高山	石造物	江戸時代	
48	高山高札場	高山	史跡	近世～	町指定
49	高山住吉神社のオヒヨウ	高山	樹木	一	府天然記念物
50	吉川高代寺参道地蔵	吉川	石造物	江戸時代	
51	吉川高代寺宝巖印塔	吉川	石造物	江戸時代	
52	吉川高代寺五輪塔	吉川	石造物	南北朝時代	
53	吉川旧山下道道標	吉川	石造物	江戸時代？	
54	吉川長尾街道道標	吉川	石造物	江戸時代？	十二基あり
55	吉川高代寺参道町石	吉川	石造物	江戸時代	
56	吉川旧妙見参道鳥居	吉川	石造物	江戸時代	二基あり
57	吉川常夜燈	吉川	石造物	江戸時代	
58	吉川新妙見参道町石	吉川	石造物	大正時代	

### 埋蔵文化財

番号	遺跡等名所	所在	種類	時代	備考
①	余野城跡（城域全体）	余野	遺跡-集落址等	奈良時代～中世	
②	余野本城跡	余野	遺跡-城郭址	中世	
③	九木田遺跡	余野	遺跡-官衙址?	奈良時代	
④	切畠室前遺跡	切畠	遺跡-集落址	中世	
⑤	野間口烏坂城跡	野間口	遺跡-城郭址	中世	
⑥	切畠下平尾遺跡	切畠	遺跡-集落址	中世	
⑦	切畠中の垣内遺跡	切畠	遺跡-集落址	中世	
⑧	野間口水牢古城跡	野間口	遺跡-城郭址	中世	
⑨	余野城跡（幣ノ木塁）	余野	遺跡-城郭址	中世	
⑩	寺田遺跡	寺田	遺跡-集落址	中世	
⑪	余野城ノ越城跡	余野	遺跡-城郭址	中世	
⑫	吉川城跡	吉川	遺跡-城郭址	中世	半分は川西市
⑬	吉川井戸城跡	吉川	遺跡-城郭址	中世	
⑭	吉川高代守僧房跡	吉川	遺跡-寺院跡	中世	
⑮	吉川ヤシキ谷遺跡	吉川	遺跡-集落跡	中世	
⑯	吉川光ヶ谷遺跡	吉川	遺跡-集落跡	中世	
⑰	川尻古墓	川尻	遺跡-墓址	中世	
⑱	川尻遺跡	川尻	遺跡-複合遺跡	旧石器時代～中世	
⑲	高山城跡	高山	遺跡-城郭址	中世	
⑳	高山向山城跡	高山	遺跡-城郭址	中世	

### 4. 町内文化財分布図

別添のとおり



兵庫県

— 1 —

52

**14**

卷之三

A topographic map with contour lines and a red line representing a path or route. The red line starts at a point labeled '3380' and follows a winding path through the terrain, ending at a red circle.

1945 墓地

卷之三

卷之三

1920-1921

1960-1961

卷之三

三

数字は石造物・史跡等の所在地を示す

○数字は埋蔵文化財包蔵地を示す。

平成16年7月31日現在

1 : 20,000

A horizontal scale bar representing distance in meters. The scale starts at 0 and ends at 2000m, with major tick marks at 0, 500, 1000, 1500, and 2000.

## 豊能町歴史文化財紀要

発行日 平成17年3月31日  
発 行 豊能町教育委員会  
編 集 豊能町教育委員会  
住 所 〒563-0219 豊能町余野414番地の1  
印 刷 株式会社 廣済堂